

# 官報号外

平成二十八年十二月一日

## ○第一百九十二回 参議院会議録第十五号

平成二十八年十二月一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十五号

平成二十八年十二月一日

午前十時開議

第一 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第二 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案(衆議院提出)

第三 割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

↓

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

日程第一 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。厚生労働大臣塙崎恭久君登壇、拍手)

○國務大臣(塙崎恭久君) ただいま議題となりま

額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金変動や物価変動の範囲内で、前年度までの未調整分を含めて調整するとともに、賃金が低下をし、物価変動を下回る場合には、賃金変動に合わせて年金額を改定することとしています。

第四に、年金積立金管理運用独立行政法人につ

いて、國民から一層信頼される組織体制の確立を図り、年金積立金をより安全かつ効率的に運用す

る観点から、合議制の経営委員会を設け、中期計

画の作成等について議決するとともに、役員の業

務の執行の監督を行うこととしています。また、

リスク管理のための年金積立金の運用方法を追加

することとしています。

第五に、日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に関する規定を設けることとし

ています。

最後に、この法律案の施行期日は、公布の日など、改正事項ごとに所要の施行期日を定めることとしています。

以上がこの法律案の趣旨でございますが、衆議院において、短時間労働者への被用者保険の適用拡大に関する規定の施行期日を公布の日から平成二十九年四月一日に改めることとする修正

が行われたところです。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。そのだ修光君。

〔そのだ修光君登壇、拍手〕

○そのだ修光君 自由民主党のそのだ修光です。

ただいま議題となりました公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案について、自由民主党を代表して

質問いたします。

第三に、公的年金制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準を確保する観点から、年金額の改定ルールを見直すこととします。具体的には、いわゆるマクロ経済スライドについて、年金

額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金

変動や物価変動の範囲内で、前年度までの未調整分を含めて調整するとともに、賃金が低下をし、物価変動を下回る場合には、賃金変動に合わせて年金額を改定することとしています。

ただで備えるには限界があります。

少子高齢化が進む中で、老後を心配することなく安心して生活が送れる仕組みとして、世代間の格差をなるべく少なくし、メリットをより多くの方が享受し、将来的にも安心な公的年金制度を構築するための改革が盛り込まれているのが今回の公的年金制度持続性向上法案であります。

まず、年金額の改定ルールの見直しについてお話しをいたします。

本法案では、賃金変動が物価変動を下回る場合

には、賃金変動に合わせて年金額を改定することとしています。

年金が現役世代から高齢世代への仕送りといふ性格を持つていて仕送りの額も見直すというのには自然なことであります。議場の皆さんも、自分の子や孫に向かって、給料が減つても仕送りは減らすなどと言えるでしょう。現役世代が困っているときには、世代を超えて痛みを分かち合おうとする考え方方は、大多数の良識ある国民の皆様には必ずや理解ができるものと確信をしております。

今回の法案は、公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するためには必ずや理解ができるものと確信をしております。

制度全体の仕組みや現状、将来の姿について、若い世代から年金受給世代まで全ての皆さんに丁寧に説明をし、理解を得る必要があると思います。

重要なことです。

安倍総理から、改めて今回の年金額改定ルール

見直しの趣旨と効果を御説明をいただくとともに

に、今後幅広い御理解をいただきためにどのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

公的年金制度を持続可能とするためには、特に

若い世代の年金への信頼を確保することが大変重

要になります。どうせ将来年金をもらえないんだ

から保険料を払いたくないと考える若者もいると聞きます。年金制度が持続可能であることをやそのための仕組みがどうなっているのかということは、少子高齢化時代を迎えた日本国民にとって必須の知識であると言えます。

したがって、若い世代の公的年金制度への理解を深める方策を充実すべきであると思いますが、いかがでしょうか。塩崎厚生労働大臣の御見解をお伺いをいたします。

次に、年金積立金管理運用独立行政法人、いわゆるGPIFの組織等の見直しについて厚生労働大臣にお伺いします。

これまで、GPIFは、制度の上では独任制の理事長が大きな権限を持つていましたが、本法案では合議制の経営委員会を設けて重要な意思決定を行う体制に転換をします。国民の大切な資産である年金積立金を預かるGPIFですから、国民からの信頼を更に高めるよう慎重な意思決定の体制にすることは正しい方向性であると考えます。

経営委員会は、理事長を含めて十名以内の委員で構成することとなっていますので、運用の段階ではどのような人を委員に任命するかが大変重要なことがあります。委員は、経済、金融、資産運用、経営管理その他の分野の学識経験者や実務経験者の中から厚生労働大臣が任命することになりますが、大臣はどのような基準で適任者を選んでいますか、大臣はどのような基準で適任者を選んでお考へなのか、お伺いをいたします。

次に、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進について厚生労働大臣にお伺いします。今回の法案は、今年の十月から既に適用されている五百一人以上の大企業に加えて、五百人以下の企業においても被用者保険の適用対象を拡大をするものです。その上で、一億総活躍社会を推進していくためにも、短時間労働者もやりがいを持つて就労ができるようにすることが重要と考えます。

適用拡大に関する正しい知識の普及やキャリア

アップの仕組み等、整えていく必要があると考えますが、この点についてどう取り組んでいかれるのか、御見解をお伺いをいたします。

最後になりますが、将来の年金給付水準を確保するための根本的な対策は、デフレ脱却と少子化

対策です。安倍政権は、その実現に向けて着実に歩みを進めてまいりました。今世紀に入つて最も高い水準の賃上げを三年連続で実現をし、昨年の合計特殊出生率は一・四六、二十一年ぶりの高水準にまで回復をしています。

本法案では、国民年金に入つている女性について、産前産後の四か月間の保険料免除を盛り込まれています。これは、出産を控える世代を応援するメッセージとして受け止められるのではないか

でしょうか。

引き続き、「デフレからの脱却と少子化対策を更に加速し、全ての世代が将来に希望の持てる社会の実現を目指す必要があります。そのための決意について最後に安倍総理にお伺いをして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇 拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そのだ修光議員に

お答えをいたします。

今回の年金額改定ルール見直しの趣旨と効果等についてお尋ねがありました。

今回の年金改革法案は、言わば将来の年金水準確保法案であり、中小企業の短時間労働者への被用者保険の適用拡大、国民年金の産前産後期間の保険料免除、年金額改定ルールの見直しなどを内容としています。

平成二十六年までは本来よりも高い水準の年金が支給されていた中で、少子高齢化による人口の構造の変化を踏まえて年金水準を調整するマクロ経済スライドが発動されなかつたことにより、今の年金の所得代替率が上昇し、その分、マクロ経済スライドによる調整が長くなり、結果としてマ

クロ経済スライドが完了した時点での基礎年金の給付水準が約一割低下をいたしました。

このため、年金額改定ルールの見直しについて

は、マクロ経済スライドの調整期間の長期化を防ぐ、将来世代の基礎年金の給付水準を確保するための根本的な対策は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする見直しを行うこととしたものであります。これは世代間の公平性を確保するための見直しでもあります。このような改定ルールの見直しを行うことが責任ある対応であると考えます。

ただし、年金額改定ルールの見直しに当たつては、低年金の方にも十分に配慮いたしました。ま

ず、少子高齢化による人口の構造変化を踏まえて年金水準を調整するマクロ経済スライドについては、賃金、物価がプラスのときに発動し、またマクロ経済スライドによって、前年度よりも年金の名目額を下げないという配慮の措置は維持しま

す。その上で、未調整分を繰り越して好況のときには、年金額改定ルール見直しの趣旨と効果等についてお尋ねがありました。

今回の年金額改定ルール見直しの趣旨と効果等についてお尋ねがありました。

今回の年金改革法案は、言わば将来の年金水準

確定する見直しについては、低年金、低所得の方に対する年最大六万円の福祉的な給付を平成三十一

年十月までにスタートした後の平成三十三年度から適用します。これによって、年金と相まって、今まで以上に高齢者の生活を支えます。もとより、安倍政権では、「デフレ脱却、賃金上昇を含む

経済の再生に全力で取り組んでおりますので、賃金が下がるということを前提としているわけではありません。

今回の法案を始め、不斷の改革に取り組むこと

あらゆる機会を通じて丁寧に説明し、広く国民に御理解いただけるよう努めています。

「デフレ脱却と少子化対策の決意についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、将来の年金給付水準を確保するためには、日本経済の再生と出生率の改善に、できる限り早期に調整し、賃金に合わせた年金額の改定により、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする見直しを行うこととしたものであります。これは世代間の公平性を確保するための見直しでもあります。このような改定ルールの見直しを行うことが責任ある対応であると考えます。

ただし、年金額改定ルールの見直しに当たつては、低年金の方にも十分に配慮いたしました。ま

ず、少子高齢化による人口の構造変化を踏まえて年金水準を調整するマクロ経済スライドについては、賃金、物価がプラスのときに発動し、またマ

クロ経済スライドによって、前年度よりも年金の名目額を下げないという配慮の措置は維持しま

す。その上で、未調整分を繰り越して好況のときには、年金額改定ルール見直しの趣旨と効果等についてお尋ねがありました。

今回の年金改革法案は、言わば将来の年金水準

確定する見直しについては、低年金、低所得の方に対する年最大六万円の福祉的な給付を平成三十一

年十月までにスタートした後の平成三十三年度から適用します。これによって、年金と相まって、今まで以上に高齢者の生活を支えます。もとより、安倍政権では、「デフレ脱却、賃金上昇を含む

経済の再生に全力で取り組んでおりますので、賃金が下がるということを前提としているわけではありません。

今回の法案を始め、不斷の改革に取り組むこと

のお尋ねがございました。

将来の社会を担う若者に、年金への信頼確保のため、公的年金制度の意義などを理解していただき

くことは極めて重要でございます。

このため、厚生労働省や日本年金機構では、特

少子化対策についても、長時間労働の是正等の働き方改革、子育ての環境整備、奨学金制度の拡充など、全ての子供が希望する教育を受けられる環境整備に取り組んでいきます。

なお、今回の法案には、国民年金の第一号被保険者の産前産後期間の保険料を免除するとともに、免除期間については納付済みと扱うことを内

容とする改正が盛り込まれております。これは、少子化対策の観点から有効な施策であると考えています。今後も、全ての世代が将来に希望を持てる社会の実現を目指してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇 拍手〕

○国務大臣(塩崎恭久君) そのだ修光議員にお答

えを申し上げます。

若い世代に対する公的年金制度の周知について

に若い世代を対象に、年金事務所と地域の高校、大学等と連携をした年金セミナーを昨年度は全国三千三百回以上実施するとともに、厚労省職員による大学等への出前講座や年金も含む社会保障教育推進のための教材作成などを実施しています。さらに、年金制度に対する理解が高まるよう、年金記録や将来の年金見込額などをパソコンやスマートフォンから手軽にアクセスできるねんきんネットを普及させるなど、若い世代を対象とした周知、広報に積極的に取り組んでまいりました。

## GPIF改革についてお尋ねがございました。

今回の改正案では、積立金運用への国民の信頼を更に高めることなどを目的として、合議制導入し重要方針は合議制の経営委員会が決定すること、また、意思決定や監督と執行を分離をし、執行部の責任と権限を明確化することなどの改革を盛り込んでいます。

GPIFの業務に関連する分野に関するしつかりとした学識経験又は実務経験を有する方を選任することが重要ではないかと考えております。

短時間労働者に対する適用拡大等の取組についてのお尋ねがございました。

短時間労働者の就業調整を防ぎ、労働参加を支援するとともに、所得や年金を確保していくためには、被用者保険の適用拡大を着実に進めていくことが重要です。

適用拡大を進めるに当たっては、短時間労働の方に対しても、将来の年金額が増え、医療保険の給付も充実するというメリットや対象者の範囲についてリーフレット等を活用して着実に周知、広報を行っていくほか、事業主に対しては、キャリアアップ助成金の拡充を図り、労働者本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じ、人材

確保を支援することとしています。また、短時間労働者を含む非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善に全力で取り組むとともに、働く方が自発的に取り組む能力開発に対し、教育訓練給付による支援を推進してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 川合孝典君。

(川合孝典君登壇、拍手)

○川合孝典君 おはようございます。民進党・新緑風会の川合孝典です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました法律案につきまして、安倍総理及び塙崎厚生労

働大臣に御質問をさせていただきます。

老後の生活を保障する安定した公的年金制度の構築は全ての国民の願いです。年金制度に対する不安が高まる中、納めた保険料に見合った交付を将来受け取れるかどうか、これは国民にとって最大の関心事です。したがって、将来世代のために公的年金制度の持続可能性を高めようとする措置を今回講じようとしていること自体に全く異論はありません。

消えた年金、消された年金問題が発生して以降、公的年金制度への国民の信頼は地に落ちてしまいます。保険料を納めても将来年金を受け取れないかも知れないという不信感から、国民年金保険料の納付率も第一号被保険者では僅か六〇%前後となつておられます。

これまで政府は、様々な財政金融政策を実施し、さらには年金積立金を大量に株式市場に投入してまで景気対策を講じてこられましたが、一部の富裕層や企業を除き、残念ながら多くの国民に景気回復の実感はございません。実は、私は経済政策面では政府は頑張つておられると思っております。しかし、様々な景気対策を行ってきたにもかかわらず、本格的な景気回復に至っていないのが一体なぜなのか。その理由は国民の将来不安があると私は考えております。

現在の日本は、将来への不安を抱え働く非正規労働者が増大、そうした中、年金、医療、介護など国民生活を守る社会保障制度も急速な高齢化の影響で大きく揺らいでおります。一般的に景気対策というと輸出産業に目が行きがちであります。が、日本経済のおよそ六割は内需に支えられています。その内需の最大の担い手である国民が将来不安を抱えた今の状態では、消費が活発化するわけがございません。将来不安を感じるがゆえに、多少給料やボーナスが増えても将来に備えて貯蓄に回してしまっているのが今の状況なのではないでしょうか。

景気回復のためには、経済財政政策と同時に、安定した社会保障制度を構築して国民の将来不安を取り除く、このことこそが必要であり、むしろ景気回復の早道であると私は提案させていただきます。したがって、この法案に国民の将来不安を少しでも和らげる政策効果があるのかどうかという観点から質問をさせていただきます。

まず、この法案で気付いたことは、年金財源の持続可能性を高めることのみに目を奪われていて、公的年金制度の最大の役割である最低保障機能の検証が全く抜け落ちていることがあります。私は、厳しい年金財政の下、現在の年金額をカットすることで将来世代の年金額の減少を少しでも少なくしようとする政府の考え方自体を云々でも少なくしようとする政府の考え方自体を云々するつもりはありません。しかしながら、年金生活者が最低限の生活を営む上で必要とする年金額の検証を行わないまま、日先の財源論だけで年金のカットを行えば、将来更なる財政支出を迫られる危険性があることを忘れてはなりません。

今回の年金額のカットで、元々ぎりぎりの生活をしておられる年金生活者の生活がたちまち行き詰まってしまうことは容易に想定できます。こうした方々は生活保護に頼らざるを得なくなるわけですが、その結果、医療扶助や住宅扶助などにより国の財政負担はより大きくなってしまいます。

私は、この法案が、このままでは将来年金確保ではなく生活保護増加促進法になるのではないか、このことを懸念しております。

ちなみに、本年四月時点の高齢単身無職世帯の基礎的消費支出は月額七万一千九百十三円、一方、基礎年金額は六万五千八円となっていて、既にこれだけで月額七千円の不足が生じております。一般的に、高齢者は現役世代よりも貯蓄が多く豊かだと思われるが、日本の高齢者貧困率は先進国中でもトップクラスの格差構造となっています。そして、最大の問題は、現在こうした貧困高齢者が急速に生活保護に流れているという点であります。

一九九〇年代初頭に一・三兆円であった生活保護費総額は、二〇一四年には三・八兆円と約三倍に増加しており、今も急速に増加し続けておりまます。最後のセーフティーネットである生活保護を受給する高齢者が増えているということは、公的年金制度が本来持つべき最低保障機能を既に果たせなくなっているのだということを政府は認識しなければなりません。

今回の法改正である程度年金財源の持続可能性を高めることができても、生活保護受給者を増加させたのではかえって国家財政を悪化させることになり、何の意味もありません。年金生活者がこれ以上生活保護に陥らないように、公的年金制度を充実整備することこそが財政健全化の議論を進め上でも極めて重要なだと考えますが、この点について安倍総理の御認識をお伺いします。

次に、法改正後の年金額について安倍総理にお伺いします。

安倍総理は、これまでの審議の中で、法改正後の年金額について、現在の年金受給者の年金額をカットすることで将来受け取る年金額が増えるといった趣旨の説明を行つてこられましたが、この発言を聞いて私は耳を疑いました。

今回の法改正によつて年金額のカットが始まれば、その結果、医療扶助や住宅扶助などによつておられる年金生活者の生活がたちまち行き詰まってしまうことは容易に想定できます。こうした方々は生活保護に頼らざるを得なくなるわけですが、その結果、医療扶助や住宅扶助などによつておられる年金生活者の生活がたちまち行き詰まってしまうことは容易に想定できます。こうした方々は生活保護に頼らざるを得なくなるわけですが、その結果、医療扶助や住宅扶助などによつておられる年金生活者の生活がたちまち行き詰まってしまうことは容易に想定できます。こうした方々は生活保護に頼らざるを得なくなるわけですが、その結果、医療扶助や住宅扶助などによつておられる年金生活者の生活がたちまち行き詰まってしまうことは容易に想定できます。こうした方々は生活保護に頼らざるを得なくなるわけですが、その結果、医療扶助や住宅扶助などによつておられる年金生活者の生活がたちまち行き詰まってしまうことは容易に想定できます。こうした方々は生活保護に頼らざるを得なくなるわけですが、その結果、医療扶助や住宅扶助などによつておられる年金生活者の生活がたちまち行き詰まってしまうことは容易に想定できます。こうした方々は生活保護に頼らざるを得なくなるわけですが、その結果、医療扶助や住宅扶助などによつておられる年金生活者の生活がたちまち行き詰まってしまうことは容易に想定できます。こうした方々は生活保護に頼らざるを得なくなるわけですが、その結果、医療扶助や住宅扶助などによつておられる年金生活者の生活がたちまち行き詰まってしまうことは容易に想定できます。こうした方々は生活保護に頼らざる得

ば、その分、将来受け取る年金支給額も減るのは当然のことです。マクロ経済スライドが発動することによって将来世代の年金額が約三〇%減少することも、既に衆議院の審議で明らかとなっています。つまり、今回の措置は、将来世代の年金額の減少幅を僅かに抑える効果しかないわけあります。

今回の法改正によって将来世代の受け取る年金が増えるといったような誤解を与える説明をなさるのは、誠実な態度とは言えないと思いません。堂々と高齢世代と現役世代で痛みを分かち合おうと国民に訴えるべきだと考えますが、この点について安倍総理の御認識をお伺いします。

さて、今回の年金額改定ルールの見直しでは、将来世代の年金水準を確保するためとして、従来のマクロ経済スライドとは別に、賃金・物価の上昇の範囲内で年金額の調整を行う新ルールが導入されることとなります。これに併せて、賃金変動が物価変動を下回る場合でも、賃金変動に合わせて年金額を改定することとされています。したがって、今回の新ルール導入によって、今後、物価より賃金が下落する状況になつた年は賃金下落率のところまでマイナス改定されるということです。賃金と物価が同時に上昇するのが一番望ましい形ではあります、実際には賃金が下落している間も物価は上昇する、又は物価が賃金ほど下落しない、こういった局面は必ず生じるわけあります。

そこで、衆議院において我が党の同僚議員が塙崎厚生労働大臣に対し、仮に賃金が下落した場合、一体将来の年金額はどうなるのかと質問したこと、大臣は、物価・賃金が共にプラスになる経済をつくっていくことを想定しているとして、度重なる野党からの資料要求に対応して、一切具体的な将来の年金額の試算を出しておられないのです。

私は、この議事録を読んだだけでは一体何のこ

となのか分からず、政府提出資料を調べてみて驚きの事実が判明いたしました。実は、法案提出に当たつて厚生労働省が出した数パターんの将来の年金額の影響試算、何と今後百年間、賃金が上がり続け、一度も下がらないということを前提としていたんです。つまり、大臣の答弁は、百年間一度も賃金は下がらないのだから、賃金が下がつた場合の影響試算は出す必要がないという意味の答弁だったわけあります。私は唖然としたしました。直近の十年間だけでも六年も賃金は下落しております。一体どういう根拠で百年間賃金が上昇し続けることを前提とできるのでしょうか。

塙崎厚生労働大臣には、なぜこのような不思議な影響試算を行っているのか、我々にも理解できることなくお聞きします。

この際、はつきり申し上げますが、国民、被保険者にとって最大の関心事は、今回の法改正によって自分が一体幾ら年金をもらえるのかということなんですね。あり得ない、夢のような将来予測に基づく政府試算だけで国会の審議を押し切つた結果、将来、予想外の低い年金を受け取ることになる受給者はたまたものではないんですね。

今後百年間一切賃金は下がらないなどという荒唐無稽な将来試算だけではなく、とてもこれから参考議院厚生労働委員会での審議をすることもできません。塙崎厚生労働大臣には、これから審議を進める上で必要となる日本経済の賃金・物価動向の実態に即した試算データの開示を要請いたしました。株式への投資比率はそれまでの倍の五〇%に一気に引き上げられ、以降、多額の年金資本が株式市場に流入したことで日経平均株価は一気に上昇しました。この結果、二〇一四年は大幅な運用収益を上げたということは皆様も御承知の御質問をします。

元々この年金生活者支援給付金は、二〇一二年、社会保障と税の一体改革関連法案として成立した年金生活者支援給付金法という法律に基づく措置であり、消費税引上げ時の実施を予定いたしました。直近の十年間だけでも六年も賃金は下落しております。一体どういう根拠で百年間賃金が上昇し続けることを前提とできるのでしょうか。

なかなか分からず、政府提出資料を調べてみて驚きの事実が判明いたしました。実は、法案提出に当たつて厚生労働省が出した数パターんの将来の年金額の影響試算、何と今後百年間、賃金が上がり続け、一度も下がらないということを前提としていたんです。つまり、大臣の答弁は、百年間一度も賃金は下がらないのだから、賃金が下がつた場合の影響試算は出す必要がないという意味の答弁だったわけあります。私は唖然としたしました。直近の十年間だけでも六年も賃金は下落しております。一体どういう根拠で百年間賃金が上昇し続けることを前提とできるのでしょうか。

しかし、安倍総理は衆議院で、あたかもこの年

金生活者支援給付金が、今回新たに導入される賃金・物価スライドによって引き下げられる年金額の代償措置であるかのような答弁を行つておられます。いつの間に立法の趣旨がすり替わつて賃金・物価スライドの代償措置となつたのか、安倍総理にお尋ねをします。

なお、年金生活者支援給付金法は、消費税率の引上げに伴う低年金生活者に配慮し、二〇一五年十月一日、つまり消費税引上げと同時に施行されることになつていましたが、消費税率引上げが見送られたことにより、現時点で施行のめどは立つております。

今回の法改正で、年金生活者の給付水準は確実に低下することになります。安倍総理が年金生活者支援給付金を年金生活者の支援策と本当に位置付けておられるのであれば、これからまた先延ばしにされるかもしれない消費税の引上げを待たず、今回の法改正に合わせて支給を始めるべきと考えますが、この点について安倍総理の御認識をお伺いします。

次に、年金積立金管理運用独立行政法人、GPIFの運用状況について御質問します。

二〇一四年十月にGPIFの運用方針が見直されました。株式への投資比率はそれまでの倍の五〇%に一気に引き上げられ、以降、多額の年金資本が株式市場に流入したことで日経平均株価は一気に上昇しました。この結果、二〇一四年は大幅な運用収益を上げたということは皆様も御承知の御質問をします。

次に、年金生活者支援給付金について安倍総理に御質問をします。

元々この年金生活者支援給付金は、二〇一二年、社会保障と税の一体改革関連法案として成立した年金生活者支援給付金法という法律に基づく措置であり、消費税引上げ時の実施を予定いたしました。直近の十年間だけでも六年も賃金は下落しております。一体どういう根拠で百年間賃金が上昇し続けることを前提とできるのでしょうか。

そもそも、GPIFの運用実績は、二〇〇八年度以降順調に伸びて、運用比率の見直しを行つて以降の本年六月までの年、二〇一三年度の時点で運用収益は既に三十五兆四千億円に達しておりました。その伸びが止まつてしまつていています。

私が申し上げたいのは、ヨーロッパの先進国はもちろん、あの投資大国であるアメリカでさえ、年金積立金をこのようなハイリスク運用しているといふ点であります。年金積立金の抛出者である国民に十分な説明責任を果たさないまま、大切な老後資金をマネーパークに投入している今の状況に多くの国民は不安と不信を募らせて います。

この他国に例のない年金積立金のハイリスク運用を行つてることについて、安倍総理の御認識を伺います。あわせて、二〇一四年の投資比率見直し後の運用実績についての評価も是非お聞かせいただきたいと思います。

最後に申し上げます。

安定した公的年金制度の確立は全ての国民の願いであります。国民の将来に資する法改正であるならば私は協力したいと思っておりました。しかし、ここまでの大議論を見る限り、国民の将来のための法律ではなく、財政健全化だけを目指した法案であることが明らかとなつてしまひました。

超高齢化社会に突入した日本の公的年金制度に求められているのは、逆進性の高い定期保険料の在り方や第一号被保険者の保険料納付方法の見直し、さらには年金財源の在り方など抜本的な改革の議論だと私は考えます。日先の財源のみにとらわれて、公的年金制度のセーフティーネット機能を低下させ、生活保護世帯を更に増加させかねない内容では、とても国民の将来不安を払拭できません。

本法案は一旦取り下げて、現実に即した将来推計に基づき再検討すべきであることを指摘し、私的質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 川合孝典議員にお答えをいたします。

今回の年金改革法による低年金者への影響や生活保護との関係についてお尋ねがありました。高齢者の生活状況については、国民生活基礎調査や全国消費実態調査などの様々な統計データの活用により多角的な実態把握に努めており、長期的に見れば高齢者の相対的貧困率は若干改善が見られます。また、生活保護については、高齢者の世帯構成の変化、経済情勢や資産の状況など、様々な要素の影響を受けるものであることから、年金額の動向によって生活保護の受給者がどの程度変化するかといったことをお示しすることは難しいと考えます。

その上で、今回の賃金に合わせた年金額の改定ルールの見直しについては、低年金、低所得の方に対する年最大六万円の福祉的な給付金が平成三十一年十月までにスタートした後、平成三十三年十一月までに高齢者の生活を支えてまいります。

また、低所得や低年金の高齢者への対策については、社会保障・税一体改革において、年金生活者支援給付金のほか、先般法律が成立した年金の受給資格期間の二十五年から十年への短縮、医療、介護の保険料の負担の軽減など、社会保障制度全体で総合的に講じることとしており、これらについてかりと取り組んでまいります。加えて、将来に向けて年金の保障機能を一層強化し、老後の所得保障を厚くするため、高齢者の就労機会の確保、厚生年金の更なる適用拡大、個人型確定拠出年金への加入促進等にも取り組んでまいります。

こうした様々な施策により、できる限り高齢者が生活保護を受給せずに生活できるよう支援していきことが重要と考えています。

今回の年金額改定ルールの説明についてお尋ねがありました。今回の年金改革法は、将来の基礎年金がこれ以上下がるということはないよう、改定ルールを見直し、世代間の公平を図り、制度を持続可能とするためのものです。こうした点について以前から繰り返し説明しており、将来世代の受け取る年金が増えているということは申し上げておらず、誤解を与える説明という指摘は当たりません。

なお、現に低年金、低所得の方々には年最大六万円の年金生活者支援給付金により配慮することとしています。また、将来世代への対応としては、今回の年金改革法にも盛り込んだ被用者年金の一層の適用拡大や個人型確定拠出年金など、私的年金等の拡充などにより保障機能の強化に取り組みます。

今後とも、こうした見直しの趣旨や低所得者の方への配慮等について、あらゆる機会を通じて丁寧に説明し、広く国民に御理解いただけるように努めてまいります。

低年金者給付金についてお尋ねがありました。年金生活者支援給付金は、年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者の方で、年金を含めても所得が低く経済的な援助が必要としている方について、その生活の支援を図ることを目的としております。低所得、低年金の方に対しても、年金と相まって、今まで以上に高齢者の生活を支えてまいります。

また、低所得や低年金の高齢者への対策については、社会保障・税一体改革において、年金生活者支援給付金のほか、先般法律が成立した年金の受給資格期間の二十五年から十年への短縮、医療、介護の保険料の負担の軽減など、社会保障制度全体で総合的に講じることとしており、これら

によって、現実に即した将来推計に基づき再検討すべきであることを指摘し、私的質問を終わります。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 川合孝典議員にお答えをいたします。

今回の年金額改定ルールの説明についてお尋ねがありました。今回の年金改革法は、将来の基礎年金がこれ以上下がるということはないよう、改定ルールを見直し、世代間の公平を図り、制度を持続可能とするためのものです。こうした点について以前から繰り返し説明しており、将来世代の受け取る年金が増えているということは申し上げておらず、誤解を与える説明という指摘は当たりません。

なお、現に低年金、低所得の方々には年最大六万円の年金生活者支援給付金により配慮することとしています。また、将来世代への対応としては、今回の年金改革法にも盛り込んだ被用者年金の一層の適用拡大や個人型確定拠出年金など、私的年金等の拡充などにより保障機能の強化に取り組みます。

今後とも、こうした見直しの趣旨や低所得者の方への配慮等について、あらゆる機会を通じて丁寧に説明し、広く国民に御理解いただけるように努めてまいります。

低年金者給付金についてお尋ねがありました。年金生活者支援給付金は、年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者の方で、年金を含めても所得が低く経済的な援助が必要としている方について、その生活の支援を図ることを目的としております。低所得、低年金の方に対しても、年金と相まって、今まで以上に高齢者の生活を支えてまいります。

また、低所得や低年金の高齢者への対策については、社会保障・税一体改革において、年金生活者支援給付金のほか、先般法律が成立した年金の受給資格期間の二十五年から十年への短縮、医療、介護の保険料の負担の軽減など、社会保障制度全体で総合的に講じることとしており、これら

によって、現実に即した将来推計に基づき再検討すべきであることを指摘し、私的質問を終わります。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 川合孝典議員にお答えをいたします。

今回の年金額改定ルールの説明についてお尋ねがありました。今回の年金改革法は、将来の基礎年金がこれ以上下がるということはないよう、改定ルールを見直し、世代間の公平を図り、制度を持続可能とするためのものです。こうした点について以前から繰り返し説明しており、将来世代の受け取る年金が増えているということは申し上げておらず、誤解を与える説明という指摘は当たりません。

なお、現に低年金、低所得の方々には年最大六万円の年金生活者支援給付金により配慮することとしています。また、将来世代への対応としては、今回の年金改革法にも盛り込んだ被用者年金の一層の適用拡大や個人型確定拠出年金など、私的年金等の拡充などにより保障機能の強化に取り組みます。

今後とも、こうした見直しの趣旨や低所得者の方への配慮等について、あらゆる機会を通じて丁寧に説明し、広く国民に御理解いただけるように努めてまいります。

低年金者給付金についてお尋ねがありました。年金生活者支援給付金は、年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者の方で、年金を含めても所得が低く経済的な援助が必要としている方について、その生活の支援を図ることを目的としております。低所得、低年金の方に対しても、年金と相まって、今まで以上に高齢者の生活を支えてまいります。

また、低所得や低年金の高齢者への対策については、社会保障・税一体改革において、年金生活者支援給付金のほか、先般法律が成立した年金の受給資格期間の二十五年から十年への短縮、医療、介護の保険料の負担の軽減など、社会保障制度全体で総合的に講じることとしており、これら

○議長(伊達忠一君) 里見隆治君。

(里見隆治君登壇、拍手)

○里見隆治君 公明党の里見隆治です。

ただいま議題となりました公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案について、公明党を代表して質問いたします。

くしくも、本法律案が衆議院で可決、参議院に送付された翌十一月三十日は年金の日。厚生労働省がいい未来にとの思いを託して設定したと承知をしております。私も、いい未来にとの思いで、本法案の名称ともなつてゐる公的年金制度の持続可能性の向上についてお伺いをいたしました。

我が国の公的年金制度は、現役世代が高齢世代を支える世代間の仕送り、支え合いの制度です。したがつて、制度を持続させるには、世代間の公平性を図り、世代間の信頼関係を維持することが何よりも重要であります。しかし、これまでの本法案に関する議論においては、一部に世代間の不信心をあおるような発言があり、大変残念でなりません。

平成十六年の年金制度改革により、長期的な視点に立つて、保険料水準の上限を固定する一方、給付水準は少なくとも現役サラリーマン世帯の平均所得の五〇%を保障することとし、マクロ経済スライドにより給付水準を自動的に調整することとで財政均衡を図るという枠組みを開始いたしました。以来、五年ごとの財政検証をしておりましたが、直近の平成二十六年の検証においても、将来の所得代替率は五〇%を上回ることが確認されております。

この年金制度改革から十二年経過いたしましたが、この間、二度の政権交代があり、平成二十四年の三党合意に基づく社会保障と税の一体改革を通して、我が国の急速な高齢化、少子化そして数年前まではデフレ経済という制約下にありながらも、年金制度を維持していくための課題認識を

与野党が共有し、その解決に取り組んでまいりました。参議院における今回の法案審議においては、これまでの経験を踏まえ、年金を決して政争の具にすることなく、将来世代への責任を強く持つて、充実した議論が重ねられることを期待いたします。

まず、安倍総理に、世代間の公平性を図り、高齢世代も現役世代も安心できる持続可能な年金制度の構築に向けた御決意をお伺いいたします。

衆議院での審議において、仮に賃金変動が物価変動を下回る場合には、賃金変動に合わせて年金額を改定するという改正事項が論点となりました。この改正は、今後の不測の経済状況が起きた場合でも、将来の年金水準が低下しないよう万全の備えを講じるものであります。重要なことは、こうした状況が起こることのないよう、安倍政権が推進してきたデフレからの脱却、経済の好循環による賃金の引上げを更に強固なものとすべく、経済再生を強力に推し進めていくことと考えます

が、総理の御決意を伺います。

次に、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進についてお伺いをいたします。

既に本年十月から、五百人以上の大企業の短時間労働者約二十五万人が被用者保険の適用となつております。本法案による五百人以下の企業への適用拡大により、更に最大で約五十万人が対象に加わり、企業規模間の格差が是正されるものと評価をしております。しかし、地元で年金の話題になりますと、個別には年金加入のメリットについて必ずしも理解が得られていないと感じることがございます。

例えば、パートとして就労されている女性からは、年金に加入することになると手取り収入が減つてしまふのではないかとか、中小企業の経営者の方からは、パートの適用が進むと社会保険料の負担が増えて大変だといった御意見をいただきます。政府は、このような声に真摯に耳を傾けた上で、丁寧に説明や手続を進めていくべきと考え

ます。

こうした方々に御理解いただけるように、塩崎厚生労働大臣に、短時間労働者への適用拡大の意義、メリットを御答弁願います。

また、せつかくの適用拡大により、かえつて就労調整により労働時間や賃金を抑制するような動きがあつてはなりません。このため、事業主に対するきめ細かな支援が重要と考えますが、厚生労働大臣の御所見を伺います。

次に、国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料免除について伺います。

既に平成二十六年四月から厚生年金で実施されおり、公明党もかねてより国民年金に加入する女性についても同様にとの主張をしてまいりました。この対象者は年間約二十万人と見込まれ、その実施が待望されております。

そこで、厚生労働大臣に、産前産後期間の保険料免除の意義についてお伺いをいたします。

最後に、年金積立金の運用についてお伺いをいたします。

年金積立金の運用については、先週、平成二十九年度第一・四半期運用状況が公表されました。公的年金の自主運用が始まつた平成十三年度以来、収益率が年率二・四七%、運用益が累積四十二兆円を超え、収益率は引き続き財政計算上求められる運用利回りを上回っています。その上で、国家として重要なのは、運用益について短期的に一喜一憂するのではなく、適切に運用でける体制を確立し、長期的な視点で運用収益を確保していくことです。

本法案では、百三十兆円を超える世界最大規模の公的年金運用機関であるGPIFにおいて新たに設置する経営委員会が合議制で重要方針を決定し、分離した執行体制を監督することとしております。ガバナンス強化を法律上明確にするものとして評価できるものであります。

こうした組織の見直しと併せて、リスク管理の多様化や短期資金の運用方法の追加など、

運用方法を一部追加すると承知しておりますが、今回の改革の意義と運用方法について更なる見直しの可能性、方向性について、厚生労働大臣の御所見をお伺いいたします。

最後に、安倍総理、塩崎厚生労働大臣を始め政府におかれでは、あらゆる機会を通じて、複雑な年金制度について国民の皆様に分かりやすく丁寧に御説明いただくようお願いをいたしまして、質問いたします。(拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 里見隆治議員にお答えをいたします。

今回の年金改革法案は、言わば将来の年金水準確保法案であり、中小企業の短時間労働者への被用者保険の適用拡大、国民年金の産前産後期間の保険料免除、年金額改定ルールの見直しなどを内容としています。

平成二十六年までは、本来より高い水準の年金が支給されていた中で、少子高齢化による人口の構造の変化を踏まえて年金水準を調整するマクロ経済スライドが発動されなかつたことにより、今後の年金の所得代替率が上昇し、その分、マクロ経済スライドによる調整が長くなり、結果として、マクロ経済スライドが完了した時点での基礎年金の給付水準が約一割低下しました。

このため、年金額改定ルールの見直しについては、マクロ経済スライドの調整期間の長期化を防ぎ、将来世代の基礎年金の給付水準を確保するため、マクロ経済スライドの未調整分を先送りせず、できる限り早期に調整し、賃金に合わせた年金額の改定により、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする見直しを行うこととしたものであります。これは世代間の公平性を確保するための見直しでもあります。このよつた改定ルールの見直しを行なうことが責任ある対応と考えております。

官 報 (号外)

ただし、年金額改定ルールの見直しに当たつては、低年金の方にも十分配慮しています。まず、少子高齢化による人口の構造変化を踏まえて年金水準を調整するマクロ経済スライドについては、年金、物価がプラスのときに発動し、また、マクロ経済スライドによつて、前年度よりも年金の名目額を下げるという配慮の措置を維持します。その上で、未調整分を繰り越して好況のときに調整する仕組みを導入します。

そして、賃金が下がった際に賃金に合わせて改定する見直しについては、低年金、低所得の方に対する年最大六万円の福祉的な給付金を平成三十一年十月までにスタートした後の平成三十三年度から適用します。これによつて、年金と相まって、今まで以上に高齢者の生活を支えます。もとより、安倍政権では、デフレ脱却、賃金上昇を含む経済の再生に全力で取り組んでおりましたので、賃金が下がるということを前提としているわけではありません。

里見議員が御指摘されるように、年金を決して政争の具とすることはありません。将来世代への責任を果たし、持続可能な制度としていため、今回の法案を始め、不斷の改革に取り組んでまいります。そして、将来にわたつて所得代替率五〇%を確保し、高齢世代も若い世代も安心できる年金制度をしっかりと構築してまいります。

経済再生の推進についてお尋ねがありました。議員御指摘のとおり、年金制度についてあらゆる事態に対応できるよう万全の備えを講じるとともに、年金を始めとする社会保障制度を支える力強い経済を実現すべく、経済再生に全力で取り組みました。これまで、過去最高水準の企業

収益を雇用の拡大、賃金の上昇につなげることに

より、正規雇用が昨年八年ぶりにプラスに転じ二

十六万人増加し、賃上げは、中小企業を含め今世

紀に入つて最も高い水準の賃上げが三年連続で実

現するなど、経済の好循環を生み出すことができ

ました。

この好循環を力強く継続していくことが大切で

あり、その鍵は来年の賃上げであります。そのた

め、十一月十六日の働き方改革実現会議におい

て、来年の賃上げに向けて、少なくとも今年並み

の水準の賃上げ、特に四年連続のベアの実施など

を産業界に対しあお願いをしたところであります。

この流れをより確かなものとするために、働き

方改革を始めとする構造改革に取り組むとともに

あらゆる政策を総動員し、デフレ脱却、そし

て力強い成長を目指してまいります。

〔国務大臣塙崎恭久君登壇、拍手〕

里見隆治議員にお答え

○国務大臣(塙崎恭久君) 里見隆治議員にお答え

申し上げます。

短時間労働者に対する適用拡大の意義等につい

てのお尋ねを頂戴いたしました。

短時間労働者の就業調整を防ぎ、労働参加を支

援するとともに、所得や年金を確保していくため

には、被用者保険の適用拡大を着実に進めていく

ことが重要であります。

この十月から、大企業で働く約二十五万人の短

時間労働者を対象に適用拡大が始まり、さらに、

今回の法案は、中小企業等で働く約五十万人の短

時間労働者にも適用拡大の道を開くものでござい

ます。

被用者保険に加入すると、基礎年金に加えて厚生年金が受給できるなど将来の年金額が増え、医療保険の給付も充実をいたします。また、単身の方など国民年金に加入している方については、保険料が安くなることもあり、よりメリットが大き

いことから、こうしたメリットについて十分周知を図つてまいります。

さらに、短時間労働者の賃金引上げや本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことで人材確保を図る意欲的な企業に対しては、キャリアアップ助成金を拡充し、積極的に支援を行つてまいります。

この好循環を力強く継続していくことが大切で

あり、その鍵は来年の賃上げであります。そのた

め、十一月十六日の働き方改革実現会議におい

て、来年の賃上げに向けて、少なくとも今年並み

の水準の賃上げ、特に四年連続のベアの実施など

を産業界に対しあお願いをしたところであります。

この流れをより確かなものとするために、働き

方改革を始めとする構造改革に取り組むとともに

あらゆる政策を総動員し、デフレ脱却、そし

て力強い成長を目指してまいります。

〔国務大臣塙崎恭久君登壇、拍手〕

里見隆治議員にお答え

○国務大臣(塙崎恭久君) 里見隆治議員にお答え

申し上げます。

短時間労働者に対する適用拡大の意義等につい

てのお尋ねを頂戴いたしました。

短時間労働者の就業調整を防ぎ、労働参加を支

援するとともに、所得や年金を確保していくため

には、被用者保険の適用拡大を着実に進めていく

ことが重要であります。

この十月から、大企業で働く約二十五万人の短

時間労働者を対象に適用拡大が始まり、さらに、

今回の法案は、中小企業等で働く約五十万人の短

時間労働者にも適用拡大の道を開くものでござい

ます。

被用者保険に加入すると、基礎年金に加えて厚生年金が受給できるなど将来の年金額が増え、医療保険の給付も充実をいたします。また、単身の方など国民年金に加入している方については、保

険料が安くなることもあり、よりメリットが大き

いことから、こうしたメリットについて十分周知を図つてまいります。

〔田村智子君登壇、拍手〕

○田村智子君 私は、日本共産党を代表して、た

だいま議題となりました国民年金法等の一部を改

正する法案に関し、安倍総理に質問いたします。

まず、将来にわたつて年金受給額に影響を与える重要な法案を、衆議院で強行採決の上、会期末

前に参議院に送付し、会期延長によって押し通

そうという横暴極まりない安倍内閣と与党に強く抗議いたします。

安倍総理は将来の年金水準を確保する法案だと説明を繰り返してきましたが、直近の世論調査を見ても、本法案への反対は五割から六割にも上つています。世代を超えて国民の不安が広がつてゐることを直視すべきです。

今、基礎年金、国民年金のみ受給する方の平均

受給額は月五万円にすぎません。中でも女性は、厚生年金でも平均月額十万二千円にとどまり、年

金収入が年百万円未満の女性は六割を超えます。

この間、医療や介護の保険料、消費税、所得税、

住民税、公共料金などの負担増が繰り返され、高

齢者の生活は厳しさを増しています。下流老人、

老後破産という言葉が、高齢者だけでなく、現役

世代にも明日は我が身と深刻に受け止められるほ

ど、高齢世代の貧困は社会問題となつてゐるので

す。

総理は、高齢世代の貧困が深刻化しているとい

うことをお認めになりますか。また、この解決こ

そ直面する課題だという認識はありますか。

本法案は、年金改定に新たなルールを導入し、

月一万円台の低年金も含め公的年金支給額の更なる引下げを行うものです。今でも、低年金、無年

金によつて高齢者世帯の生活保護受給率は六%に達しています。更なる年金支給水準の引下げは高

齢者の生活に重大な影響を与えると考えますが、

総理の認識を伺います。

生活を支える現役世代の負担も重くなつていま  
す。年金では医療費や介護の利用料を貯えないと  
いう実態の下で年金削減が強行されれば、高齢者  
の家族の生活にも悪影響を与えるのではないか  
か。

更に指摘したいのは、地域経済への影響です。  
年金給付は、多くの道府県で県民所得の一割以上  
を占め、七つの県では県民所得の一五%を超えて  
います。年金削減は、当然、高齢者の買い物控えに  
拍車を掛け、地元の商店街などに直接の影響を与  
えるでしょう。

高齢者の個人消費が落ち込めば、内需不振によ  
る景気低迷をもたらし、賃金の低落を招き、年金  
保険料収入にも影響を与える。こうした悪循環の  
引き金にもなりかねないと考えますが、総理の認  
識をお聞きします。

本法案は、賃金マイナススライドというべき新  
たな年金削減の仕組みを導入するものです。物価  
と賃金が共にマイナスで賃金の下げ幅の方が大きい  
場合は、賃金に合わせて年金を下げる。物価が  
上がつても賃金がマイナスの場合、年金はマイナ  
ス改定となる。まさに、ひたすら低い方に合わせ  
るというもので、直近十年間に当たはめると、現  
在の年金より三%以上給付水準が引き下がること  
になります。

衆議院の審議で、政府は年金カット法案ではな  
いと強弁していますが、この法案によつて、賃金  
が下がる局面では現在のルールより年金支給額を  
引き下げることになる、このことを認めますか。

政府・与党は、賃金マイナススライドの導入に  
よつて将来の年金水準を確保すると、あたかも現  
役世代にとつてプラスであるかのような宣伝を繰  
り返しています。ところが、衆議院の委員会質疑  
で、総理は、将来の年金支給額について、二〇一  
四年の財政検証での見通し以上に上昇させるもの  
ではありませんと答弁されました。将来世代の年  
金水準を引き上げるわけではなく、むしろ、新し

い改定ルールによって引き下げられた年金が次世  
代に引き渡され、現役世代にとつてもマイナスに  
しかならないのではないか。

実際、厚労省の検証で、最も可能性のある経済  
ケースで推移した場合、基礎年金のマクロ調整が  
終わるのは二〇四〇年代、現在の四十年代が年金受  
給するときまでマクロ経済スライドによって年金  
額が減らされることになります。現役世代に幅広  
く恩恵があるかのような宣伝は、事実を偽るもの  
ではありませんか。

本法案では、賃金マイナススライドに加え、各  
年度のマクロ経済スライドで削り残しが出た場合  
に、それを翌年度以降に繰り越し、物価が上がつ  
たときにまとめて年金を抑制する、いわゆるキャ  
リーオーバーの仕組みも導入しようとしていま  
す。消費税増税などで物価が上昇したときに、  
キャリーオーバー分をまとめて発動させること  
で、どんなに物価が上がっても年金は実質減額す  
ることになります。

官

厚労省は、経済状況が好転しない場合、マクロ  
経済スライドが最長二〇七二年度まで続くことが  
あり得るという試算まで示しています。現在の小  
学生が年金を受け取るときまで、年金の支給抑制  
が続くことがあります。本法案に  
マクロ経済スライドの歟止めはあるのか、お答え  
ください。

年金積立金管理運用独立行政法人、GPIFに  
ついてお聞きします。

今、GPIFをめぐる国民の懸念は、年金積立  
金が株価つり上げに利用され、アベノミクスの好  
調を演出する道具にされているのではないかとい  
うことです。

GPIFのポートフォリオ変更、株式運用の拡  
大に先立ち、安倍首相は、海外でも年金積立金の  
フォワードルッキングな改革を表明して、日本株  
買いを呼びかけ、さらには、GPIFの運営委員會  
を次々に交代させるなど、政権の意向で年金積立

金の運用方針が決まることを国内外に示してきま  
した。

本法案では、GPIFに経営委員會を新設する  
としていますが、委員及び委員長の任命権は厚労  
大臣にあり、結局、経営委員會の任命を通じて年  
金運用の方針を時の政権が左右する仕組みが温存  
されるではありませんか。

また、巨額の積立金を株式運用に投入したこと  
で、みずほフィナンシャルグループなど三大メガ  
バンクの筆頭株主になるなど、GPIFが実態と  
して大銀行・大企業の株価を支えていることをど  
う認識されますか。

マクロ経済スライドによる年金支給額の抑制、  
削減、またGPIFの株式運用比率の拡大、これ  
らは年金保険料の負担が増えることを嫌つた財  
界・大企業の要求に応えたものであり、高齢者の  
個人の尊厳、健康で文化的な生活の保障を脇に置  
いた政策だと言わなければなりません。

貯金が底をついたら、もう家賃も払えない、長  
生きするなどということでしょうか。高齢者の切実  
な声は年々強まってています。にもかかわらず、年  
金水準の切下げで年金財源を確保するというの  
は、高齢者の尊厳を踏みにじる政治の貧困の表れ  
です。

応能負担原則による大企業・大資産家への課税  
強化で財源を確保し国庫負担を引き上げる、高額  
所得者の保険料負担を引き上げる、こうした格差  
の是正によって、安心できる年金制度への転換を  
図るべきではありませんか。

日本共産党は、世代間の対立をあおつて、年金  
を始め高齢者の社会保障切下げを当然とする政治  
を許さず、格差と貧困の是正を求める世代を超  
えた連帯で安倍政権に立ち向かうことを表明し、質  
問を終わります。(拍手)

[内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手]  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 田村議員にお答え  
をいたします。

高齢世代の貧困についてお尋ねがありました。  
高齢者の生活状況については、国民生活基礎調  
査や全国消費実態調査などの様々な統計データの  
活用により多角的な実態把握に努めており、長期  
的に見れば、高齢者の相対的貧困率は若干改善が  
見られます。しかしながら、低所得、低年金、無  
年金などにより、厳しい生活を送られている方が  
いることも事実であります。

このため、先般御可決をいたいた二十五年か  
ら十年への年金の受給資格期間の短縮に加え、さ  
らに、社会保障・税一体改革で行うこととしてい  
る年金生活者支援給付金の創設、医療、介護の保  
険料負担の軽減など、社会保障全体を通じた低所  
得者対策をしっかりと講じてまいります。  
年金額改定ルールの見直しによる高齢者への影  
響についてお尋ねがありました。

今回の年金額改定ルールの見直しは、将来のあ  
らゆる事態に対応できる仕組みにするためのもの  
であります。もとより、安倍政権では「アフレ脱  
却」、賃金上昇を含む経済の再生に全力で取り組ん  
でおり、賃金が下がるということを前提としてい  
るわけではありません。

その上で、賃金に合わせ年金額を改定する見直  
しに当たっては、低年金、低所得の方に対する年  
最大六万円の福祉的な給付が平成三十一年十月ま  
でにスタートした後、平成三十三年度から適用す  
ることとしており、現在の受給者にも十分分配し  
ています。これによって、年金と相まって、今ま  
で以上に高齢者の生活を支えます。したがつて、  
高齢者や御家族の生活に悪影響を与えるや、ある  
いは経済の悪循環の引き金になりかねないといつ  
た御指摘は当たらないと考えます。

年金額の改定ルールの見直しの影響についての  
お尋ねがありました。

安倍政権では、デフレ脱却、賃金上昇を含む經  
済再生に全力で取り組んでいるところです。その  
上で、非常に長期にわたつて運営される公的年金

制度を持続可能なものとしていくためには、あらゆる事態に対応できる仕組みにする必要があります。今回の賃金に合わせて年金額を改定するルールでは、将来、仮に賃金が下がった際に、賃金に合わせて名目の年金額は下がることとなります。所得代替率には影響は生じません。むしろ、過去、賃金が下がったときに、それに応じて年金額を下げてこなかつたことにより所得代替率が上昇します。

今回の年金額改定ルールの見直しは、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付を行う仕組みにしておくことにより、マクロ経済スライドの調整期間の長期化を防ぐものであります。若い世代が受け取る年金の水準が下がることを防止し、世代間の公平性が確保され、若い世代が安心して今の高齢者の年金を支えることができるものと考えます。

GPIFによる運用についてお尋ねがありました。年金積立金の運用は厚生労働大臣が責任を持つて行う公的年金事業である以上、経営委員の任命に関しても厚生労働大臣がその最終的な責任を負う仕組みとすることが適当と考えています。しかしながら、年金積立金の運用は、法律の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために行われており、この点は本法案による改正後も変更はなく、時の政権が運用の方針を左右するとの指摘は当たりません。

GPIFは、国内株式の運用に当たって、法律の規定に基づき二十の信託銀行などに投資判断の全てを一任しており、個別の投資判断にGPIFが関与する余地はないこと、二千社以上の幅広い企業の株式に投資を行っており、決して一部の企業に集中して株式投資を行っているわけではない

ことから、GPIFが大銀行、大企業の株価を支えているとの批判は全く当りません。

安心できる年金制度への転換についてお尋ねがありました。

年金制度については、現役世代が負担する保険料、さらには税によって高齢者世代を支えるという仕組みで運営されています。その仕組みにおいて、今回提案している賃金に合わせた年金額の改定の見直しは、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付することで、将来にわたって給付水準を確保し、世代間の公平の確保等に資するものであります。

また、この見直しについては、低年金、低所得の方に対する年最大六万円の福祉的な給付が平成三十一年十月までにスタートした後の平成三十三年度から適用することとしており、現在の受給者にも十分配慮しています。これにより、年金と相まって今まで以上に高齢者の生活を支えてまいります。したがって、今回の改正が高齢者の尊厳を踏みにじるものとの御指摘は当たりません。

今回の法案を始め、世代間の公平や世代内の所得再分配の観点を含めた不斷の改革に取り組むことで、将来にわたって所得代替率五〇%を確保し、高齢世代も若い世代も安心できる年金制度をしっかりと構築をしてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 東徹君。  
 ○東徹君 (東徹君登壇、拍手)  
 ○東徹君 日本維新の会の東徹です。

会派を代表して、本日の議題である公的年金制度の持続可能性の向上を図るために国民年金法等の一部を改正する法律案について質問いたしました。

政府は、平成十六年の制度改革により、現在の年金制度が百年安心であると主張してきました。

まず初めに、年金制度への信頼確保について伺います。

年金制度が百年安心であると主張してきました。

しかししながら、国民の間に、保険料を納めても将来年金がもらえるかどうか分からず、もらえるとしても給付額が少なく老後の生活の頼りにならないという不安がまだまだ残っております。特に若い世代では、免除等を含む実質的納付率につき、平成二十七年度で、二十五歳から二十九歳がない世代では、免除等を含む実質的納付率につけて、今回提案している賃金に合わせた年金額の改定の見直しは、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とすることで、将来にわたって給付水準を確保し、世代間の公平の確保等に資するものであります。

また、この見直しについては、低年金、低所得の方に対する年最大六万円の福祉的な給付が平成三十一年十月までにスタートした後の平成三十三年度から適用することとしており、現在の受給者にも十分配慮しています。これにより、年金と相まって今まで以上に高齢者の生活を支えてまいります。したがって、今回の改正が高齢者の尊厳を踏みにじるものとの御指摘は当たりません。

今回の法案を始め、世代間の公平や世代内の所得再分配の観点を含めた不斷の改革に取り組むことで、将来にわたって所得代替率五〇%を確保し、高齢世代も若い世代も安心できる年金制度をしっかりと構築をしてまいります。(拍手)

従業員が五百一人以上の企業について、今年十月中旬より、短時間労働者への被用者保険の適用拡大について伺います。

従業員が五百一人以上の企業について、今年十月より、短時間労働者への被用者保険の適用拡大が行われました。本法案では、五百人以下の企業についても労使の合意があれば同様の適用拡大が可能となつていている内容となっています。これらによつて、保険料負担のなかつた国民年金の第三号被保険者の一部が第二号被保険者となつて保険料を負担し、年金制度の支え手となること、また、就労が促進され、我が国の労働力不足を補うことが期待されます。

本法案による適用拡大の対象者数は五十万人程度と想定されていますが、我が国には九百万人を超える短時間労働者がおり、今後適用拡大をどこまで進めていくのか、安倍総理の御見解を伺います。

あわせて、既に共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回っている中、特に自営業者の配偶者よりもラーリー・マンの配偶者を優遇するものと言われている第三号被保険者制度について、国民の間の不公平感を解消するため、今後どのように改めていくのか、安倍総理の御見解をお伺いいたします。

キャリー・オーバー制度について伺います。

この制度は、マクロ経済スライドで、景気後退期の未調整分を景气回復期の調整に上乗せするものですが、ここ十年の我が国のように経済が良くても年金額が上がらない状況が続いています。この点、国民に十分な説明を行なう必要がありますが、塩崎大臣の御見解をお伺いします。

年金支給開始年齢の引上げについて伺います。

日本維新の会は、今年七月に行われた参議院選挙のマニフェストにおいて、高齢者雇用の創出を図つた上で年金の支給開始年齢を段階的に引き上げることを主張しました。平成二十六年の財政検証におけるケースHのように、経済成長が十分でない場合には、マクロ経済スライドが十分に機能せず、将来の所得代替率が五〇%を下回つてしまふ上、積立金が枯渇してしまう可能性があります。このような状況において、年金の給付水準を確保するためには、現在の上限が固定されている保険料を値上げするか、給付対象者を減らすために支給開始年齢を引き上げるなどの措置をとるほかありません。

アメリカやドイツなど他国を見れば、公的年金制度を持続させるため、平均寿命の伸びに合わせた支給開始年齢の引上げが行われています。我が国においても、高齢者雇用の創出を図りつつ、支給開始年齢の引上げを検討するべきと考えます。

また、政府は、支給開始年齢について、年金財政の観点というより、就労期間と引退期間のバランスなどの観点から検討すべきものと主張しています。そこで、例えばフランスのように、満額の年金を受給するために必要な保険料拠出期間と年金の平均受給期間を一定の割合に保つため、受給開始年齢を変更する仕組みを我が国に導入する考

また、支給開始年齢の引上げは高齢者雇用や低年金者への対応などとセットで考える必要があり、働くことに対するインセンティブを確保することが重要です。勤労税額控除は、勤労所得のある世帯に対して勤労を条件に税額控除を与え、所得が低く控除し切れない場合には給付するもので、従来の社会保障給付とは異なり、働けば働くほど手取り額が増える、そういう仕組みです。

アメリカやイギリスなど十か国以上で導入されており、勤労意欲を促進する効果があると言われています。我が国でも勤労税額控除制度を導入するべきと考えますが、安倍総理の見解をお伺いします。

歳入庁の設置についてお伺いします。公的年金制度を始め、我が国では社会保障が保険制度によるものとされています。国民は、税と同様、保険料を納めることができます。政府の間の不公平感を解消するためにも、徴収コストを抑えつつ、保険料の徴収強化を進めることができます。

歳入庁の設置については、平成二十五年八月に政府の検討チームによって論点整理が行われたことは承知しておりますが、その議事要旨を見てみると、歳入庁を検討したというよりは徴収方法の検討にとどまり、歳入庁については全く検討されておりません。検討したというの大うそであります。

また、現在、国税庁と厚生労働省、日本年金機構が連携を進めているとのことです、日本年金機構から国税庁への強制徴収の委任は平成二十七年度まで三十四件にとどまつておらず、組織の壁を越えた連携は十分とは言えず、縦割り行政の体質はそう簡単に変わるわけではありません。

日本年金機構は、正規、非正規合わせて職員数二万一千七百八十七人の巨大組織であり、その身分は非公務員ながら人件費は国費で賄われていることから、組織の統合によって人件費の削減や事

務所の統廃合などの効率化を進め、コストを削減することができます。また、利用者にとっても、手続を行う必要がなくなるというメリットが生じます。歳入庁の設置を今度は真剣にしつかりと検討するべきと考えますが、安倍総理の御見解をお伺いいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 東徹議員にお答えをいたします。

年金制度への信頼の確保についてお尋ねがありました。

御指摘のように、特に若い世代の年金制度への信頼を確保することは大変重要なことです。今回の年金改革法案は、世代間の公平を図り、制度の持続可能性を高めることとともに、将来世代の給付水準を確保するものであります。こうした不透明な見直しとともに、年金制度の広報などを進める

ことにより、若い世代の年金制度への信頼を高め、安心して制度に参加し、今の高齢者をしっかりと支えていただくことにつなげたいと考えています。

具体的には、二十歳になった若者に対しても、年金の加入をお勧めし、その際、年金が支え合いの仕組みであること、将来受け取る基礎年金の半分は税金で貯われること、若いときにも障害の状態になれば障害年金が受給できることなどを周知しています。さらに、年金記録や将来の年金見込額などをパソコンやスマートフォンから気軽にアクセスできるねんきんネットの普及に努め、若い世代を中心とした理解と信頼が高まるよう積極的に取り組んでまいります。

社会、人口減少社会による社会保障制度そのものが大変厳しい状況にあります。年金財政も大変厳しい状況にあることは言うまでもありません。現在の高齢者のことを考えることは当然大事ではあります、今の現役世代の人たちやさらにはこれからの方々のことも考えて本法案を見てお尋ねがありました。

被用者保険の適用拡大と第三号被保険者制度の見直しについてお尋ねがありました。

被用者保険の適用拡大を推進することにより、短時間労働者の労働参加を促進するとともに、将来受け取る年金を充実させていくことが重要と考えています。

そのため、今回の法案では、本年十月から実施している大企業を対象とした適用拡大に加え、中

とを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 東徹議員にお答えをいたします。

年金制度への信頼の確保についてお尋ねがありました。

御指摘のように、特に若い世代の年金制度への信頼を確保することは大変重要なことです。今回の年金改革法案は、世代間の公平を図り、制度の持続可能性を高めることとともに、将来世代の給付水準を確保するものであります。こうした不透明な見直しとともに、年金制度の広報などを進める

ことにより、若い世代の年金制度への信頼を高め、安心して制度に参加し、今の高齢者をしっかりと支えていただくことにつなげたいと考えています。

具体的には、二十歳になった若者に対しても、年金の加入をお勧めし、その際、年金が支え合いの仕組みであること、将来受け取る基礎年金の半分は税金で貯われること、若いときにも障害の状態になれば障害年金が受給できることなどを周知しています。さらに、年金記録や将来の年金見込額などをパソコンやスマートフォンから気軽にアクセスできるねんきんネットの普及に努め、若い世代を中心とした理解と信頼が高まるよう積極的に取り組んでまいります。

社会、人口減少社会による社会保障制度そのものが大変厳しい状況にあります。年金財政も大変厳しい状況にあることは言うまでもありません。現在の高齢者のことを考えることは当然大事ではあります、今の現役世代の人たちやさらにはこれからの方々のことも考えて本法案を見てお尋ねがありました。

被用者保険の適用拡大と第三号被保険者制度の見直しについてお尋ねがありました。

被用者保険の適用拡大を推進することにより、短時間労働者の労働参加を促進するとともに、将来受け取る年金を充実させていくことが重要と考えています。

そのため、今回の法案では、本年十月から実施している大企業を対象とした適用拡大に加え、中

官報(号外)

<p>いつた問題や過誤、不正受給といった支給の適正性の確保など、多岐にわたる課題があり、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>いわゆる歳入庁の設置に関する検討についてのお尋ねがありました。</p> <p>税制改革抜本法においては、三党合意に基づき、年金保険料の徴収体制強化等の課題について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し実施するとされました。</p> <p>これを踏まえて、政府の検討チームで平成十五年八月に取りまとめた論点整理においては、国民年金保険料と国税の徴収対象は重なりが小さく、国民年金保険料の納付率向上への効果は限定的であること、現在非公務員が行っている年金業務を公務員に行わせることになり、行政改革の取組に逆行することなど、歳入庁に関する様々な問題点が指摘されております。</p> <p>その上で、年金保険料の納付率向上のためには、保険料徴収の基本的な考え方を整理し、必要な対策を行うことが重要であります。組織を統合し歳入庁を設置すれば年金保険料の納付率等の課題が解消するものではないと整理されたと承知しています。</p> <p>いざれにしても、組織の垣根を越えて、厚生労働省、日本年金機構と国税庁との間で、保険料徴収や厚生年金の適用対策における連携は実務面で着実に進んでおります。具体的には、例えば厚生年金の未加入事業所の加入指導について、平成二十七年度からは、国税庁の法人情報を加入指導に活用しております。その結果、平成二十七年度は、約二百五十万件の法人情報の提供により、新たに約九万三千事業所を適用できております。今後とも、更にこのような取組を促進していくことが重要であると考えております。</p> <p>国民年金保険料と国民健康保険料の納付についてのお尋ねがありました。</p> <p>二工システムでの納付など納めやすい環境を整備するとともに、一定以上の所得のある未納者に対する強制徴収の強化などの取組を講じていまして、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し実施するとされました。</p> <p>最後の保険料である平成二十五年度の最終納付率は六三・四%、四年連続で上昇し、納められるは七年ぶりに七〇%台に回復をしております。</p> <p>また、不納欠損額及び時効消滅額は、御指摘のとおり、六千四百三十二億円であります。平成十七年度と比較して約四割減少し、着実に成果を上げています。今後とも、国民年金事業の効果的、効率的な運営のため、口座振替の勧奨など納付率の向上に努めてまいります。</p> <p>なお、国民年金保険料と国民健康保険料の納付をセットで行うとの御提案については、国民年金保険料の徴収事務が平成十四年に国と地方の役割分担を明確にする観点から市町村から国に移管されたという経緯や、市町村の徴収事務の現状を踏まえる必要があると考えます。</p> <p>残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)</p> <p>(国務大臣塙崎恭久君登壇、拍手)</p> <p>○國務大臣(塙崎恭久君) 東徹議員にお答えを申し上げます。</p> <p>マクロ経済スライドのキャリーオーバーについてのお尋ねがございました。</p> <p>今回の法案に盛り込んでいるキャリーオーバーの仕組みは、マクロ経済スライドによる調整をできるだけ先送りせずに、若い人たちが将来受給する年金の給付水準が低下しないようにするものでございます。</p> <p>マクロ経済スライドによる調整は、賃金や物価がプラスの場合に限り、その伸びの抑制を図る形で年金額に反映させるものであり、政府としては、デフレから脱却をし、賃金上昇を含む経済の再生に全力で取り組むことにより、この調整をできるだけ早く終了させて、将来世代の給付水準の確保を図つてまいります。</p> <p>このキャリーオーバーの仕組みを始め、本法案の意義については、あらゆる機会を捉えて丁寧に説明をし、国民の理解が深まるよう努めてまいります。</p> <p>年金の支給開始年齢についてのお尋ねがございました。</p> <p>少子高齢化の進行する先進国各國では、年金制度の持続可能性を高めるため、保険料水準、給付水準や支給開始年齢について様々な工夫がなされおり、御指摘のフランスの例もそうした工夫の一と承知しております。</p> <p>我が国では、マクロ経済スライドによって持続可能性を高めており、さらに、平成二十六年の財政検証のオプション試算で保険料拠出期間を四十年から四十五年以上に延長をし、支給開始年齢の繰下げを行つた場合の給付水準についての試算を行なうなど政策の選択肢を提示をし、社会保障審議会年金部会で議論を行つてまいりました。</p> <p>年金の支給開始年齢を含む高齢期の年金支給の在り方は、社会保障プログラム法においても検討課題とされており、引き続き検討してまいります。(拍手)</p> <p>○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。</p> <p>○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。</p> <p>本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>なお、本法律案に対し附帯決議が付されており質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。</p> <p>議院議員山本ともひる君より趣旨説明を聽取した後、休眠預金等を活用する制度の意義、制度の有効性や資金の活用について検証を続ける必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。</p> <p>本法律案は、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するため、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用しようとするものであります。</p> <p>委員会におきましては、発議者を代表して、衆議院議員山本ともひる君より趣旨説明を聽取した後、休眠預金等を活用する制度の意義、制度の有効性や資金の活用について検証を続ける必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。</p> <p>公的年金制度の持続可能な向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案</p>
<p>果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するため、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用しようとするものであります。</p> <p>委員会におきましては、発議者を代表して、衆議院議員山本ともひる君より趣旨説明を聽取した後、休眠預金等を活用する制度の意義、制度の有効性や資金の活用について検証を続ける必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。</p> <p>本法律案は、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するため、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用しようとするものであります。</p> <p>委員会におきましては、発議者を代表して、衆議院議員山本ともひる君より趣旨説明を聽取した後、休眠預金等を活用する制度の意義、制度の有効性や資金の活用について検証を続ける必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。</p> <p>公的年金制度の持続可能な向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案</p>
<p>公的年金制度の持続可能な向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案</p>
<p>公的年金制度の持続可能な向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案</p>

出席者は左のとおり。

○議長(伊達忠一君) 日程第三 割賦販売法の一  
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長小林正夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小林正夫君登壇、拍手〕

○小林正夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、クレジットカード番号等の漏えい等及び不正な利用による被害が増加している状況に鑑み、販売業者等に対する登録制度を設け、当該販売業者等の調査を義務付ける管理及び不正な利用の防止を行わせるため、カード番号等を取り扱うことを販売業者等に認め契約を締結することを業とする者について登録制度を設け、当該販売業者等の調査を義務付ける委員会におきましては、加盟店におけるIC対応を早急に実現するための取組、悪質加盟店排除に向けた加盟店調査の在り方、翌月一括払い取引に対する追加的な措置の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

委員会におきましては、軽井沢スキーバス事故

〔投票開始〕  
○議長(伊達忠一君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。  
〔投票終了〕  
○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数  
反対  
賛成

二百三十八  
一百三十八

〔投票開始〕  
○議長(伊達忠一君) 本案は全会一致をもつて可決されました。  
(拍手)

〔投票終了〕  
○議長(伊達忠一君) これまで議題となりました法律案を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(伊達忠一君) 日程第四 道路運送法の一  
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

長増子輝彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔増子輝彦君登壇、拍手〕

○増子輝彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、旅客自動車運送事業に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保を図るため、事業の許可の欠格事由を拡充とともに、事業の休止及び廃止に係る届出制度の見直し等の措置を講ずるほか、最近の貸切りバス事業をめぐる事故等の発生状況に鑑み、一般貸切旅客自動車運送事業の許可に係る更新制の導入等の措置を講じようとするものであります。

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

午前十一時五十六分散会

〔投票開始〕  
○議長(伊達忠一君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。  
〔投票終了〕  
○議長(伊達忠一君) 本案は全会一致をもつて可決されました。  
(拍手)

投票総数  
反対  
賛成

二百三十九  
一百三十九

〔投票開始〕  
○議長(伊達忠一君) これまで議題となりました法律案を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。  
〔投票終了〕  
○議長(伊達忠一君) これまで議題となりました法律案を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

長増子輝彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔増子輝彦君登壇、拍手〕

○増子輝彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、旅客自動車運送事業に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保を図るため、事業の

許可の欠格事由を拡充とともに、事業の休止及び廃止に係る届出制度の見直し等の措置を講ずるほか、最近の貸切りバス事業をめぐる事故等の発生状況に鑑み、一般貸切旅客自動車運送事業の許可に係る更新制の導入等の措置を講じようとするものであります。

議員	副議長	議長	伊達忠一君	郡司彰君
高木かおり君	矢倉克夫君	杉井原巧君	伊達忠一君	伊達忠一君
片山大介君	佐藤啓君	三浦信祐君		
里見隆治君	清水貴之君	自見はなこ君		
石井苗子君	佐々木さやか君	伊藤孝江君		
高瀬弘美君	河野正士君	熊野正士君		
片山大介君	藤巻健史君	藤巻健史君		
里見隆治君	宮崎勝君	宮崎勝君		
石井苗子君	佐々木さやか君	伊藤孝江君		
高瀬弘美君	河野義博君	河野義博君		
片山大介君	大沼みづほ君	大沼みづほ君		
里見隆治君	儀間光男君	儀間光男君		
石井苗子君	竹谷とし子君	竹谷とし子君		
高瀬弘美君	新妻秀規君	新妻秀規君		
片山虎之助君	太田房江君	太田房江君		
高瀬弘美君	石井邦彦君	石井邦彦君		
渡辺嘉美君	長沢広明君	長沢広明君		
山本香苗君	横山信一君	横山信一君		
西田実仁君	野上浩太郎君	野上浩太郎君		
未松信介君	室井章君	室井章君		
山本博司君	浜田昌良君	浜田昌良君		
東村経夫君	谷合正明君	谷合正明君		
北村謙維君	西田那津男君	西田那津男君		
山本博司君	丸川珠代君	丸川珠代君		
東村経夫君	島田三郎君	島田三郎君		
北村謙維君	豊田俊郎君	豊田俊郎君		
山本博司君	進藤金日子君	進藤金日子君		
東村経夫君	中西哲君	中西哲君		
北村謙維君	宮島喜文君	宮島喜文君		
山本博司君	小野田紀美君	小野田紀美君		
東村経夫君	朝日健太郎君	朝日健太郎君		
北村謙維君	古賀友一郎君	古賀友一郎君		
山本博司君	酒井庸行君	酒井庸行君		
島村大君	高野光二郎君	高野光二郎君		

官 報 (号 外)

平成二十八年十一月二日 参議院会議録第十五号

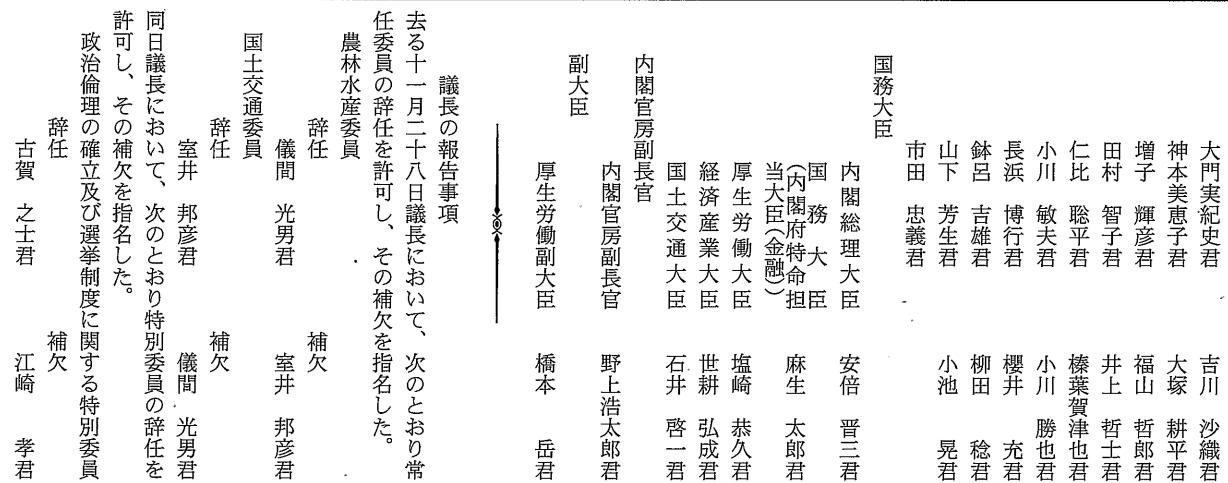
## 議長の報告事項

高橋	塚田	中西	一郎君	克法君
江島	潔君			
渡辺	猛之君			
牧野たかお君				
水落	敏栄君			
片山さつき君				
二之湯	智君			
山本	順三君			
山本	順三君			
鶴保	庸介君			
山谷えり子君				
平野	達男君			
鶴保	庸介君			
吉田	治郎君			
愛知	治郎君			
元榮太一郎君				
吉田	博美君			
和田	政宗君			
伊波	洋一君			
足立	敏之君			
阿達	雅志君			
堂故	茂君			
長峯	誠君			
羽生田	俊君			
舞立	昇治君			
中西	祐介君			
高階恵美子君				
宇都	隆史君			
磯崎	仁彦君			
石井	準一君			
野村	哲郎君			
松下	新平君			
石井みどり君				
中川	雅治君			
金子原二郎君				
山本	一太君			
柳本	卓治君			

石井	滝波	宏文君
赤池	藤川	正弘君
三原	山村	誠章君
山村	磯崎	政人君
有村	岡田	祥史君
岡田	世耕	陽輔君
岡田	藤井	直樹君
松村	衛藤	弘成君
松村	宮沢	晟一君
閑口	藤井	基之君
三木	宮沢	洋一君
山口	藤井	昌一君
中野	岡田	亨君
中野	山田	和之君
渡辺	山田	正志君
美知太郎君	山田	義行君
青山	井上	芳文君
長谷川	井上	敏志君
堀井	中泉	松司君
岩井	二之湯	武史君
猪口	武見	邦子君
橋本	岡田	資麿君
福岡	西田	昌司君
西田	聖子君	政司君
木村	武見	広君
木村	芳正君	敬三君
義雄	義雄	

溝手	行田	山本
アントニオ猪木君	邦子君	太郎君
福島みづほ君	又市	征治君
大島九州男君	山田	修路君
白	杉尾	磯崎
智子君	宮本	宮本
眞勲君	山下	山下
眞子君	川合	川合
大島	森	秀哉君
江崎	野田	哲史君
田名部匡代君	斎藤	周司君
倉林	青木	雄平君
明子君	牧山	孝典君
大島	丸山	嘉隆君
江崎	小林	一彦君
田名部匡代君	佐藤	まさこ君
倉林	浜野	雄平君
眞子君	鴻池	和也君
大島	蓮	国義君
江崎	中曾根弘文君	正夫君
田名部匡代君	羽田雄一郎君	喜史君
倉林	平山佐知子君	祥肇君
眞子君	山添	舫君
大島	武田	良介君
江崎	真山	勇一君
田名部匡代君	舟山	エリ君
倉林	徳永	孝君
眞子君	康江君	アントニオ猪木君

薬師寺みちよ君	木戸口英司君
松沢 成文君	森 ゆうこ君
青木 愛君	渡邊 美樹君
森本 真治君	吉川ゆうみ君
三宅 伸吾君	森屋 宏君
森屋 宏君	渡邊 美樹君
石橋 通宏君	大野 浩郎君
山田 俊男君	元裕君
川田 龍平君	藤田 俊治君
風間 直樹君	足立 信也君
佐藤 信秋君	佐藤 幸久君
古川 正昭君	山崎 俊治君
尾辻 秀久君	山東 昭子君
山東 昭子君	芝 博一君
藤田 か子君	伊藤 孝恵君
矢田 か子君	宮沢 由佳君
古賀 之士君	古賀 之士君
難波 奕二君	小西 俊雄君
岩渕 友君	洋之君
有田 芳生君	吉良よし子君
那谷屋正義君	相原久美子君
藤末 健三君	吉良よし子君
辰巳孝太郎君	吉良よし子君



議長の報告事項

農林水産委員会	国土交通委員会	儀間	光男君	室井	邦彦君	補欠
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	室井	邦彦君	儀間	光男君	室井	邦彦君
	室井	邦彦君	儀間	光男君	室井	邦彦君
			補欠			

	環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会
委員	辞任 詞任
石田	昌宏君 補欠
宮島	喜文君 高野光二郎君
武田	良介君 藤木 真也君 辰巳孝太郎君
理事	二之湯武史君 (中泉松司君の補欠)
理事	松下 新平君
理事	山田 俊男君 (井原巧君の補欠)
理事	大島九州男君 (磯崎哲史君の補欠)
理事	河野 義博君 (平木大作君の補欠)
官民データ活用推進基本法案(内閣委員長提出 (衆第八号))	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案(第百九十四回国会衆第四三号) 財政金融委員会に付託
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(第百九十四回国会衆第三四号) 文教科学委員会に付託
同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。	平成二十七年度一般会計歳入歳出決算、平成二十七年度特別会計歳入歳出決算、平成二十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年度政府関係機関決算書
書	平成二十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

環境省による復興資金運用に関する質問主意書（山本太郎君提出）(第四三号)

平成二十八年熊本地震による被災自治体の職員に対する手当についての政府の財政的支援等に関する質問主意書（藤木健三君提出）(第四四号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

臨時財政対策債の在り方に関する質問主意書（松沢成文君提出）(第四〇号)

イスラエルとの経済・技術交流と同国とのパレスチナ占領政策に関する質問主意書（福島みづほ君提出）(第四一号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山本太郎君提出憲法第二十六条第二項に定められた「普通教育」の定義及び学校教育法第十七条に定められた「就学させる義務」の定義等に関する質問に対する答弁書（第三九号）

同日内閣から、東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告を受領した。

同日内閣を経由して総務大臣から、放送法第七十条第二項の規定に基づく日本放送協会平成二十七年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並びに監査委員会の意見書を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、国立研究開発法人科学技術振興機構附則第五条の六第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構平成二十七年度革新的な技術研究開発業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受けた。

同日衆議院から次の議案が提出された。

官民データ活用推進基本法案（衆第八号）

同日内閣から次の議案が提出された。

日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(第一百九十九回国会閣法第五四号、衆議院継続審査)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

平成二十八年熊本地震からの復旧・復興のための特別の支援措置等に関する質問主意書（藤末健三君提出）(第四六号)

平成二十八年熊本地震からの復旧・復興のための特別の支援措置等に関する質問主意書（藤末健三君提出）(第四五号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日國と地方の協議の場議長から、國と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく國と地方の協議の場（平成二十八年度第二回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十七年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十七年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、丸川珠代君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、羽田雄一郎君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、大沼みづほ君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、里見隆治君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、林芳正君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、山本香苗君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、西田実仁君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、小池晃君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、行田邦子君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、吉良よし子君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、片山大介君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、森ゆうこ君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、行田邦子君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、辰巳孝太郎君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、石井苗子君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、山本太郎君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、松沢成文君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、行田邦子君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、吉良よし子君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、片山大介君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、森ゆうこ君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、行田邦子君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、厚生労働委員の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、辞任の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、石橋通宏君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、羽田雄一郎君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、里見隆治君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、補欠の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、丸川珠代君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、大沼みづほ君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、西田実仁君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、中西哲君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、上月良祐君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、福岡資麿君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、武田良介君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、浜野喜史君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、足立敏之君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、林芳正君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、山本香苗君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、西田実仁君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、魚住裕一郎君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、鶴保庸介君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、阿達雅志君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、辰巳孝太郎君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、石井苗子君の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、山本太郎君の意見を受領した。



## 第四節 休眠預金等活用審議会(第三十五条)

## 第一条 第四十一一条

第五章 雜則(第四十二条 第五十四条)

第五章 罰則(第五十五条 第六十一条)

附則

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者(この法律の施行地外に本店を有するものを除く。)をいう。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行(第四十三条第二項において単に「銀行」という。)

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十号)第二条に規定する長期信用銀行(第四十七条第一項において単に「長期信用銀行」という。)

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 勞働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会(第四十三条第二項において「信用協同組合連合会」という。)

八 労働金庫連合会

九 株式会社商工組合中央金庫

十 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二条)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合

十一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事受けた事由

## 業を行う農業協同組合連合会 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案

十二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第十一項第四号の事業

十三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合

十四 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合

十五 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会

十六 農林中央金庫

この法律において「預金等」とは、一般預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十一条第一項に規定する一般預金等をいう。)若しくは決済用預金(同法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。)又は一般貯金等(農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第五十一条第一項に規定する一般貯金等をいう。)若しくは決済用貯金(同法第五十一条の二第一項に規定する決済用貯金をいう。)(主務省令で定めるものを除く。)をいう。)

2 この法律において「預金等」とは、預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十一条第一項に規定する一般預金等をいう。)若しくは決済用預金(同法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。)又は一般貯金等(農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第五十一条第一項に規定する一般貯金等をいう。)若しくは決済用貯金(同法第五十一条の二第一項に規定する決済用貯金をいう。)(主務省令で定めるものを除く。)をいう。)

3 この法律において「預金者等」とは、預金者その他の預金等に係る債権を有する者をいう。

4 この法律において「異動」とは、預金等に係る次に掲げる事由をいう。

5 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

6 この法律において「休眠預金等」とは、預金等に係る他の預金等を原資として当該預金者等の指図によらずに受け入れた預金等は、当該他の預金等と同一の預金等とみなす。

7 第五項の規定の適用については、同一の預金者等に係る他の預金等を原資として当該預金者等の指図によらずに受け入れた預金等は、当該他の預金等と同一の預金等とみなす。

8 第二章 休眠預金等に係る資金の移管及び管理等(金融機関による公告、通知等)

9 第一節 休眠預金等に係る資金の移管及び管理

10 第二節 休眠預金等に係る資金の移管及び管理等(金融機関による公告、通知等)

11 第三節 休眠預金等に係る資金の移管及び管理等(金融機関による公告、通知等)

12 第四節 休眠預金等に係る資金の移管及び管理等(金融機関による公告、通知等)

13 第五節 休眠預金等に係る資金の移管及び管理等(金融機関による公告、通知等)

14 第六節 休眠預金等に係る資金の移管及び管理等(金融機関による公告、通知等)

15 第七節 休眠預金等に係る資金の移管及び管理等(金融機関による公告、通知等)

16 第八節 休眠預金等に係る資金の移管及び管理等(金融機関による公告、通知等)

17 第九節 休眠預金等に係る資金の移管及び管理等(金融機関による公告、通知等)

18 第十節 休眠預金等に係る資金の移管及び管理等(金融機関による公告、通知等)

5 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

6 当該預金等に係る事由として主務省令で定める事由として主務省令で定める事由をい

7 将来における当該預金等に係る債権の行使が期待される日とし主務省令で定める日

8 当該預金等に係る債権の行使が期待される日とし主務省令で定める日

9 当該預金等に係る債権の行使が期待される日とし主務省令で定める日

10 当該預金等に係る債権の行使が期待される日とし主務省令で定める日

11 当該預金等に係る債権の行使が期待される日とし主務省令で定める日

12 当該預金等に係る債権の行使が期待される日とし主務省令で定める日

13 休眠預金等移管金が預金保険機構に納付されたときは、当該納付の日において当該預金等に係る債権が消滅する旨

14 第七条第二項に規定する休眠預金等代替金の支払に関する事項

15 その他主務省令で定める事項

16 前項の場合において、金融機関は、同項の規定による公告に先立ち、同項の預金等に係る預金者等に対し、主務省令で定める方法により、当該預金等に係る金融機関及びその店舗並びに預金等の種別、口座番号及び額その他の当該預金等を特定するに足りる事項として主務省令で定める事項の通知を発しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

17 最終異動日等から九年を経過した日における当該預金等に係る債権の元本の額が主務省令で定める額に満たない場合

18 当該預金等の住所その他の当該通知を受けける場所が明らかでない場合として主務省令で定める場合

19 その他の主務省令で定める場合

20 最終異動日等から九年を経過した日における当該預金等に係る債権の元本の額が主務省令で定める額に満たない場合

21 当該預金等の住所その他の当該通知を受けける場所が明らかでない場合として主務省令で定める場合

22 その他の主務省令で定める場合

23 前二項の規定は、次の各号に掲げる事由が生じた金融機関であつて、当該各号に規定する事由が生じていないものについては、適用しない。

24 破産手続の開始 当該破産手続の終了(民

25 再生手続の開始 当該再生手続の終了(民

26 事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第

第五条第二項において同じ。)までに、主務省令で定めるところにより、当該預金等について次に掲げる事項を公告しなければならない。

1 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

2 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

3 第五条第二項において同じ。)までに、主務省令で定めるところにより、当該預金等について次に掲げる事項を公告しなければならない。

4 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

5 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

6 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

7 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

8 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

9 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

10 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

11 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

12 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

13 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

14 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

15 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

16 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

17 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

18 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

19 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

20 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

21 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

22 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

23 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

24 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

25 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

26 当該預金等に係る最終異動日等に關する事項

百八十八条第一項から第三項までの規定に基づく再生手続終結の決定により当該再生手続が終了した場合であつて、当該再生手続に係る再生計画(同法第二条第三号に規定する再生計画をいう。)による変更がなされた後の第一項の預金等に係る債権の額が確定していないときには、当該額の確定)

三 更生手続の開始 当該更生手続の終了(会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二百三十九条第一項(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五十三条において準用する場合を含む。)の規定に基づく更生手続終結の決定により当該更生手続が終了した場合であつて、当該更生手続に係る更生計画(株式会社については会社更生法第二条第二項に規定する更生計画をいい、協同組織金融機関(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。)については金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第二項に規定する更生計画をいわゆる変更がなされた後の一項の預金等に係る債権の額が確定していないときは、当該額の確定)

四 その他主務省令で定める事由 当該事由に關して主務省令で定める事由

4 金融機関は、預金者等から当該預金者等に係る第一項の預金等に関して同項各号に掲げる事項その他主務省令で定める事項について情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(休眠預金等移管金の納付)

第四条 金融機関は、前条第一項の規定による公告をした日から二月を経過した休眠預金等があるときは、当該公告をした日を基準として主務省令で定める期限(前条第三項各号に掲げる事由、預金等の払戻しの停止その他の当該休眠預

金等に係る債権を消滅させることが適当でないと認められる事由として主務省令で定める事由がある場合にあつては、主務省令で定める期限。以下この項及び次条第一項において「納期限」という。)までに、その納付の日(納期限までに納付が行われなかつた場合にあつては、当該休眠預金等に係る債権(元本及び利子等に係るものに限る。以下同じ。)の額に相当する額として主務省令で定める額の金錢(以下「休眠預金等移管金」という。)を、預金保険機構に納付しなければならない。

2 前項の「利子等」とは、次の各号に掲げる預金等の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

一 預金 当該預金の利子

二 資金 当該賃金の利子

三 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補償金(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第百七十四条第三号に掲げる給付補填金をいう。)

四 銀行法第二条第四項に規定する掛け金 当該掛け金に係る契約に基づく給付補償金(所得税法第百七十四条第四号に掲げる給付補填金をいう。)

五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十二号)第六条の規定により元本の補填の契約をした金錢信託(貸付信託を含む。以下この号及び次項において單に「金錢信託」という。)に係る信託契約により受け入れた金錢 当該金錢に係る金錢信託の収益の分配

法律(平成十七年法律第八十七号)第百九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項(同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。)の規定により発行される債券を含む。)、株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十三条の規定による商工債(同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。)、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の二の四第一項の規定による全国連合会債並びに農林中央金庫法(平成十三年法律第十九号)第六十条の規定による農林債(以下この号において「長期信用銀行債等」という。)の発行により払込みを受けた金錢 長期信用銀行債等(割引の方法により発行されるものを除く。)の利子

3 前項第五号に掲げる金錢に係る休眠預金等移管金については、当該金錢に係る金錢信託の信託財産から支弁する。

第五条 金融機関は、休眠預金等移管金をその納期限までに納付しない場合には、預金保険機構に対し、未納の休眠預金等移管金の額にその納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を納付しなければならない。

2 金融機関は、最終異動日等から十年六月を経過する日までに第三条第一項の規定による公告をしなかつた休眠預金等に係る休眠預金等移管金がある場合には、預金保険機構に対し、当該

(休眠預金等に係る情報提供等)

第六条 金融機関は、第四条第一項の規定による休眠預金等移管金の納付に際し、主務省令で定めるところにより、当該休眠預金等移管金に係る休眠預金等に係る預金者等の氏名又は名称、預金等の種別、預金等に係る債権の内容その他の当該休眠預金等に係る情報として主務省令で定める情報を、預金保険機構に対して、電子情報処理組織を使用して又は磁気テープ(これに記録しておくことができる物を含む。)により提供しなければならない。

2 金融機関は、前項の規定による情報の提供を適正に行うために必要な電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項に規定する措置が講ぜられていないと認めるときは、金融機関に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる。

4 預金保険機構は、次条第二項に規定する休眠預金等に係る預金者等であつた者から同項に規定する休眠預金等代替金(既に支払が行われたものを除く。)に係る休眠預金等に関する第一項の規定により提供を受けた情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

5 前項の求めは、預金保険機構から委託を受けた第十条第一項に規定する支払等業務(次条第四項において単に「支払等業務」という。)を行つて金融機関がある場合にあつては、当該金融機関を通じて行わなければならない。

(休眠預金等に係る債権の消滅等)

第七条 休眠預金等に係る債権について第四条第一項の規定による休眠預金等移管金の全額の納付があつたときは、その納付の日において現に預金者等が有する当該休眠預金等に係る債権は、消滅する。

2 前項の規定により休眠預金等に係る債権が消滅した場合において、当該休眠預金等に係る預金者等であつた者は、預金保険機構に対して主務省令で定めるところによりその旨を申し出たときは、預金保険機構に対し、当該債権のうち元本の額に相当する部分の金額に主務省令で定めた利子に相当する金額(第四条第二項に規定する利子等の生じない休眠預金等については零とする。)をえた額の金銭(以下「休眠預金等代替金」という。)の支払を請求することができるとする。
3 金融機関は、前項の申出について預金者等からあらかじめ委任を受けることができない。ただし、主務省令で定めるところにより、第一項の規定による休眠預金等に係る債権の消滅がなかつたとしたならば異動に該当することとなる事由又は休眠預金等代替金に係る債権の行使が期待される事由として主務省令で定める事由が生じたことを条件として委任を受けるものについては、この限りでない。
4 第二項の申出及び支払の請求は、預金保険機構から委託を受けて支払等業務を行う金融機関がある場合にあっては、当該金融機関を通じて行わなければならない。
5 休眠預金等代替金の支払は、預金保険機構の事務所前項に規定する場合にあっては、同項の委託を受けた金融機関の営業所又は事務所であつて当該委託に係る業務を取り扱うもの)においてしなければならない。ただし、預金保険機構(同項に規定する場合にあっては、同項の委託を受けた金融機関の営業所又は事務所で、あつて当該委託に係る業務を取り扱うもの)においてしなければならない。
(休眠預金等交付金の交付等)
第八条 預金保険機構は、毎事業年度、前事業年度において第四条第一項の規定により納付された休眠預金等移管金に相当する額(この条に規定する

定する休眠預金等交付金の交付に充てるためこの条に規定する資金の取崩しについて内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けた場合においては、当該額にその承認を受けた額を合算した額から第十四条に規定する準備金の額及び次条に規定する休眠預金等管理業務に必要な経費の額を合算した額を控除した金額のうち、第二十六条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けた事業計画の実施に必要な金額として内閣府令・財務省令で定める金額(第二十条第一項に規定する民間公益活動促進業務といふ。)に係る第二項第三号及び第十九条第二項第一号において単に民間公益活動促進業務といふ。)に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費の財源をその運用によって得るために必要な金額を含む。以下「休眠預金等交付金」といいう。)を、内閣府令・財務省令で定めるところにより、第二十条第一項に規定する指定活用団体(第十八条第二項第五号及び第十九条第二項第三号において単に指定活用団体といふ。)に交付し、なお残余があるときは、その残余の額を将来における休眠預金等交付金の交付、次条に規定する休眠預金等管理業務に必要な経費又は第十四条に規定する準備金の積立に充てるための資金として積み立てなければならない。
五 第八条の規定による休眠預金等交付金の交付
六 第十一条の規定による手数料の支払
七 前各号に掲げる業務に附帯する業務
(支払等業務の委託)
第十条 機構は、休眠預金等移管金を納付した金融機関へ当該金融機関から預金等に係る債務を承継した金融機関がある場合にあっては、当該金融機関に対し、当該休眠預金等移管金に関する前条第二号から第四号までに掲げる業務並びにこれらの業務に附帯する業務(以下「支払等業務」といいう。)の全部又は一部を委託することができる。
2 前項の金融機関は、機構から同項の委託の申出を受けたときは、機構と当該委託に係る契約をしなければならない。
3 機構は、前項の委託に係る契約の条項については、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
4 第一項の金融機関は、機構と第二項の委託に係る契約をしたときは、他の法律の規定にかかるわらず、当該契約に基づく業務を行なうことができる。
5 金融機関代理業者(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の一第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方、農業協同組合法第九十二条の二第三
2 前項の算出方法書には、内閣府令・財務省令で定める事項を記載しなければならない。

## (区分経理)

第十三条 機構は、休眠預金等管理業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(次条において「休眠預金等管理勘定」という)を設けて整理しなければならない。

(準備金の積立)  
第十四条 機構は、休眠預金等管理勘定について、内閣府令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、休眠預金等代替金の支払に要する費用の支出に充てるべき準備金を計算し、これを積み立てなければならない。(借入金)

第十五条 機構は、休眠預金等管理業務を行っため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む)をすることができる。

2 前項の規定による借入金の現在額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

第三章 休眠預金等交付金に係る資金の活用

## 第一節 総則

(休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念)

第十六条 休眠預金等交付金に係る資金は、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であつて、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの(以下「民間公益活動」という。)に活用されるものとする。

2 休眠預金等交付金に係る資金は、民間公益活動の自立した扱い手の育成に資することも、金融機関、政府関係金融機関等が行う金融、民間の団体による助成、貸付け又は出資(以下「助成等」という。)等を補完するための資金の供給

を行うことにより、民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進に資するよう活用されるものとする。

3 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たつては、これが預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるよう配慮されるとともに、その活用の透明性の確保が図られなければならない。

4 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たつては、これが大都市その他特定の地域に集中することのないように配慮されなければならない。

5 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たつては、複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に發揮されるように配慮されるものとする。(公益に資する活動の定義等)

第十七条 前条第一項の「公益に資する活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 子ども及び若者の支援に係る活動  
二 日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者の支援に係る活動

三 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

四 前三号に準ずるものとして内閣府令で定める活動

2 内閣総理大臣は、前項第四号の内閣府令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聽かなければならぬ。

3 休眠預金等交付金に係る資金は、これが次の各号のいずれかに該当する団体に活用されるこ

とのないようにしなければならない。

一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

三 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

四 暴力団(暴力団員による不當な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)の構成員を含む。(以下この号において同じ。)

五 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなつた日から五年を経過しない者の統制の下にある団体

## 第二節 基本方針及び基本計画

## (基本方針)

第十八条 内閣総理大臣は、第十六条の休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念にのつとり、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 休眠預金等交付金に係る資金の活用の意義及び目標に関する事項

二 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本的な事項

三 第一号の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項

四 第二十条第一項の規定による指定の基準及び手続に関する事項

五 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び手続に関する事項

六 休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項

七 その他休眠預金等交付金に係る資金の活用に關し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聽かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

7 第十九条 内閣総理大臣は、毎年度、基本方針に即して、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

8 第二十条第一項の規定による指定の基準及び手続に関する事項

9 第十九条 第二項の規定による基本計画の見通し及び休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標に関する事項

10 第二項の目標を達成するため必要な民間公益活動促進業務に関する事項

11 第二項の目標を達成するため必要な民間公益活動の実施に必要な資金について、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの(口の資金分配団体を除く。以下単に「民間公益活動を行つた団体」という。)

## 官 報 (号 外)

四 民間公益活動を行う団体に対し助成等を行つて、助成等の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成又は貸付けを受けるもの(以下「資金分配団体」という。)		四 休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価の基準及び公表に関する事項
五 その他休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する必要な事項		五 内閣総理大臣は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聽かなければならぬ。
六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいる場合には、その業務を行うことによつて民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。		六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいる者でないこと。
七 第三十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。		七 第三十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。
八 指定活用団体は、前項第二号の業務を行うときは、金融機関その他の団体に対し、その一部を委託することができる。		八 指定活用団体は、前項第二号の業務を行うときは、金融機関その他の団体に対し、その一部を委託することができる。
九 指定活用団体は、前項第二号の業務を行う場合は、民間公益活動促進業務の適正な実施等)及び指定活用団体は、民間公益活動促進業務を行うことは、内閣総理大臣は、前項第一号の業務を行うに当たつては、休眠預金等交付金に係る資金がこの法律並びに基本方針及び基本計画に従つて公正かつ効率的に活用されるようにしなければならない。		九 指定活用団体は、前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
十 指定活用団体は、その名称若しくは住所又は変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。		十 指定活用団体は、前項の事業が適正に遂行されよう、前条第一項第一号の業務を行う場合にあつては資金分配団体を、同項第二号の業務を行う場合にあつては民間公益活動を行う団体を、それぞれ監督しなければならない。
十一 指定活用団体は、民間公益活動を行う団体が休眠預金等交付金に係る資金を活用して民間公益活動を適切かつ確実に遂行するよう、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行つための措置を講ずるものとする。		十一 指定活用団体は、民間公益活動を行う団体の決定は、公募の方法により行うものとする。
十二 指定活用団体は、次に掲げる業務を行つものとする。		十二 指定活用団体は、次に掲げる業務を行つものとする。
十三 指定活用団体に対し、助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行うこと。		十三 休眠預金等交付金の受入れを行うこと。
十四 民間公益活動促進業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。		十四 民間公益活動の促進に関する調査及び研究を行うこと。
十五 役員又は職員の構成が、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。		十五 役員又は職員の構成が、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
十六 民間公益活動促進業務を行つて		十六 民間公益活動促進業務を行つて
十七 指定活用団体は、前項第一号の業務を行う場合は、内閣総理大臣は、前項第一号の業務を行うに当たつては、休眠預金等交付金に係る資金がこの法律並びに基本方針及び基本計画に従つて公正かつ効率的に活用されるようにしなければならない。		十七 指定活用団体は、前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
十八 指定活用団体は、前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。		十八 指定活用団体は、前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
十九 指定活用団体は、前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。		十九 指定活用団体は、前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
二十 指定活用団体は、前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。		二十 指定活用団体は、前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
二十一 指定活用団体は、次に掲げる業務を行つものとする。		二十一 指定活用団体は、次に掲げる業務を行つものとする。
二十二 資金分配団体に対し、助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行うこと。		二十二 資金分配団体に対し、助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行うこと。
二十三 指定活用団体は、基本方針に即して民間公益活動促進業務に関する規程(以下「民間公益活動促進業務規程」という。)を定め、民間公益活動促進業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。		二十三 指定活用団体は、基本方針に即して民間公益活動促進業務に関する規程(以下「民間公益活動促進業務規程」という。)を定め、民間公益活動促進業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
二十四 指定活用団体は、毎事業年度開始前に指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、基本計画に即してその指定を受けた後遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、基本計画に即してその事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。		二十四 指定活用団体は、毎事業年度開始前に指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、基本計画に即してその事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

官 報 (号 外)

3 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聴かなければならない。

4 指定活用団体は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

2 指定活用団体は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、内閣総理大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(休眠預金等交付金の使途及び区分経理)

第二十七条 指定活用団体は、休眠預金等交付金を民間公益活動促進業務に必要な経費（人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費を除く。）以外の経費に充ててはならない。

2 指定活用団体は、内閣府令で定めるところにより、民間公益活動促進業務に関する経理とその他の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十八条 指定活用団体は、内閣府令で定めるところにより、民間公益活動促進業務に関する事項で内閣府令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(運用資金の運用等)

第二十九条 指定活用団体は、民間公益活動促進業務に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費の財源をその運用によって得るために運用資金を設け、休眠預金等交付金のうち運用資金に充てるべきものとして交付を受けた金額及び第三項の規定により組み入れた金額をもつてこれに充てるものとする。

2 指定活用団体は、次の方法による場合を除くほか、運用資金を運用してはならない。

一 国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する

債券をいう。)の保有

二 内閣総理大臣の指定する金融機関への預金

三 その他前二号に準ずるものとして内閣府令で定める方法

4 指定活用団体は、運用資金の運用によつて生じた利子その他の収入金を民間公益活動促進業務に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費に充ててなお剰余があるときは、これを運用資金に組み入れるものとし、当該組み入れた額を限度として、民間公益活動促進業務に必要な経費に充てるため、運用資金を取り崩すことができる。

4 内閣総理大臣は、前三項に規定するもののほか、運用資金の運用その他運用資金に関する必要な事項を定めることができる。  
(内閣総理大臣の納付命令)

第三十条 内閣総理大臣は、運用資金の額が民間公益活動促進業務の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めた場合その他内閣府令で定める場合は、内閣府令で定めるところにより、指定活用団体に対し、速やかに、交付を受けた休眠預金等交付金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を施行するためには必要な限度において、指定活用団体に対し、民間公益活動促進業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第三十二条 指定活用団体は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、民間公益活動促進業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 内閣総理大臣が前項の規定により民間公益活動促進業務の全部の廢止を許可したときは、同項の指定活用団体に係る指定は、その効力を失ない。

う。

3 内閣総理大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。  
(指定の取消し等)

第三十三条 内閣総理大臣は、指定活用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民間公益活動促進業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 民間公益活動促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分に違反したとき又は第二十三条第一項の認可を受けた民間公益活動促進業務規程によらないで民間公益活動促進業務を行つたとき。

内閣総理大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は民間公益活動促進業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。  
(指定を取り消した場合等における措置等)

第三十四条 第三十二条第一項の規定により民間公益活動促進業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、内閣総理大臣がその後に新たに指定活用団体を指定したときは、従前の指定活用団体の民間公益活動促進業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた指定活用団体が承継する。

第三十二条第一項の規定により民間公益活動促進業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における民間公益活動促進業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

(休眠預金等活用審議会の設置)

第三十五条 内閣府に、休眠預金等活用審議会（以下「審議会」という。）を置く。

二 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 民間公益活動に関する事務を、第十七条第二項に規定する事項を処理すること。

二 基本方針に関する事務を、第十八条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

三 基本計画に関する事務を、第十九条第三項に規定する事項を処理すること。

四 指定活用団体の事業計画及び収支予算に関する事務を、第二十六条第二項に規定する事項を処理すること。

五 前各号に規定する事項その他休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する重要な事項を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、意見を述べること。

六 民間公益活動促進業務の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告すること。

3 内閣総理大臣は、前項第六号の規定による勧告に基づき講じた措置について審議会に報告しなければならない。

（組織）

第三十六条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。（委員等の任命）

第三十七条 委員は、民間公益活動に関する優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、前条第二項の専門の事項に関する優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一條の六第二項に、農林中央金庫法

第三十八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 専門委員は、その者の任命に係る第三十六条第二項の専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第三十九条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第四十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 雜則

##### (預金保険法の適用)

休眠預金等活用法第二条第一項に規定する金融機関」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は休眠預金等活用法」と、同法第五十二条第一項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び休眠預金等活用法等)」とあるのは「金融機関等活用法の規定による業務を行う場合にあつては、預金等活用法の規定による業務」である。当該業務」と、「各号に規定する金融機関代理業者を含む。次項において同じ。」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等休眠預金等活用法の規定による業務を行う場合には、預金等活用法の規定による業務を行つては、当該業務」と、「各号に規定する金融機関代理業者を含む。次項において同じ。」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「責任準備金・資金又は準備金」と、「これの各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務(休眠預金等活用法の規定による業務)」である。

(報告又は資料の提出)

第四十三条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関(金融機関代理業者を含む)若しくは銀行持株会社等(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいいう。次項において同じ。)又は指定活用団体に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求める

2 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融機関若しくは銀行持株会社等(以下この条及び次条において「金融機関等」という。)の子会社(当該金融機関等が銀行又は銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社である場合には同条第八項に、長期信用銀行又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社である場合には同法第十三條の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十二条第五項に、株式会社商工組合中央金庫である場合には株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項に、農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一條の二第二項に、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連

3 第四十四条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

3 金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

##### (立入検査)

第四十五条 行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に同項の金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができ。

2 行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に同項の金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第四十六条 この法律により機構の業務を行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律)」とあるのは「機構は、休眠預金等活用法」である。「この法律」とあるのは「この法律の規定による機構の業務に係るもの(除く。)」と、同法第三十五条第一項中「機構は」とあるのは「機構は、休眠預金等活用法第十条第一項の規定によるほか」と「金融機関等をいう。」とあるのは「金融機関等(休眠預金等活用法の規定による業務を行つては、休眠預金等活用法の規定による業務)」とあるのは「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務」である。

休眠預金等活用法第二条第一項に規定する金融機関」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は休眠預金等活用法」と、同法第五十二条第一項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び休眠預金等活用法等)」とあるのは「金融機関等活用法の規定による業務」である。当該業務」と、「各号に規定する金融機関代理業者を含む。次項において同じ。」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「責任準備金・資金又は準備金」と、「これの各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務(休眠預金等活用法の規定による業務)」である。

2 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融機関若しくは銀行持株会社等(以下この条及び次条において「金融機関等」という。)の子会社(当該金融機関等が銀行又は銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社である場合には同条第八項に、長期信用銀行又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社である場合には同法第十三條の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十二条第五項に、株式会社商工組合中央金庫である場合には株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項に、農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一條の二第二項に、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連

3 第四十七条 前二項の場合において、これらの項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪

検査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 行政庁は、必要があると認めるときは、機構に、第一項(金融機関等に係るものに限る。)又は第二項の規定による立入り、質問又は検査(第二章第一節の規定による手続及び支払等業務の委託又は再委託が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。)を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

## (課税関係)

第四十五条 休眠預金等代替金に係る所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、当該休眠預金等代替金の金額のうち当該休眠預金等に係る休眠預金等移管金の納付の日において現に預金者等が有した当該休眠預金等に係る債権のうち元本の額に相当する部分の金額は当該債権のうち元本の払戻しの額と、当該休眠預金等代替金の金額のうち第七条第二項の利子に相当する金額は当該休眠預金等に係る債権のうち第四条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなし、機構による支払等業務の委託を受けて休眠預金等代替金の支払を取り扱つ金融機関があるときにおいては、当該金融機関を休眠預金等代替金の支払を行ふ者とみなす。

2 前項の規定がある場合における租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四条の二及び第四条の三の規定の特例その他同項の

規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

## (犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の特例)

第四十六条 休眠預金等代替金については、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第百三十三号)第二条第五項に規定する預金等と、

機関については、同法第五条第一項第五号の権利行使の届出を受理し、又は同法第四章の定めることにより同法第二条第五項に規定する被害回復分配金を支払う金融機関とそれぞれみなして、同法(第三十五条及び第三十六条を除く。)の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

## (民事執行法及び民事保全法の特例等)

第四十七条 機構の委託を受けて支払等業務を行う金融機関がある場合には、休眠預金等代替金の支払を目的とする債権であつて当該金融機関が当該業務において取り扱うものに対する強制執行、仮差押え若しくは国税滞納処分(その例による処分を含む。)又はこれらに準ずるものとして主務省令で定めるもの(第三項においてこれらを「強制執行等」という。)については、機構が送達を受けるべき場所は当該金融機関の営業所又は事務所とし、当該金融機関を送達受取人とする。

## (民事執行法及び民事保全法の特例等)

第四十八条 機構の委託を受けて支払等業務を行なう金融機関がある場合には、休眠預金等代替金の支払を目的とする債権であつて当該金融機関が当該業務において取り扱うものに対する強制執行、仮差押え若しくは国税滞納処分(その例による処分を含む。)又はこれらに準ずるものとして主務省令で定めるもの(第三項においてこれらを「強制執行等」という。)については、機構が送達を受けるべき場所は当該金融機関の営業所又は事務所とし、当該金融機関を送達受取人とする。

## (民事執行法及び民事保全法の特例等)

第四十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。

## (行政庁)

第五十条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

## (行政庁)

一 第二条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる金融機関及び指定活用団体 内閣総理大臣

二 第二条第一項第五号及び第八号に掲げる金融機関 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三 第二条第一項第九号に掲げる金融機関 株式会社商工組合中央金庫法第五十六条第二項に規定する主務大臣

四 第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる金融機関 農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁

五 第二条第一項第十二号から第十五号までに掲げる金融機関 水産業協同組合法第百二十一条第一項に規定する行政庁

六 第二条第一項第十六号に掲げる金融機関 (政府による周知等)

3 第一項に規定するほか、同項の金融機関は、強制執行等に関する事項(訴え又は執行抗告に係る手続を除く。)について機構を代理する。

## (主務省令)

第四十八条 政府は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を

民間公益活動促進業務に活用するとのこの法律の趣旨及び休眠預金等代替金の支払手続等に関する事項その他この法律の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

## (権限の委任)

第五十二条 内閣総理大臣は、次に掲げるものを除き、この法律による権限を金融庁長官に委任する。

## 一 第三章の規定による権限

二 第四十三条及び第四十四条の規定による権限のうち指定活用団体に係るもの

## 三 その他政令で定めるもの

この法律に規定する行政庁の権限に属する事務(この法律の規定により都道府県知事の権限に属することとされている事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

2 前二項に規定するもののほか、この法律の規定による行政庁の権限に關して必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)

第五十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 この法律の規定による行政庁の権限に属する事務(この法律の規定により都道府県知事の権限に属することとされている事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

(経過措置)

第五十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第五十五条 第四十三条第一項(指定活用団体に係る部分を除く。)又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(主務省令)

2 第四十四条第一項(指定活用団体に係る部分

平成二十八年十二月一日 参議院会議録第十五号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案

一一一

を除く。)、第二項又は第六項の規定による当該各項の職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様とする。

第五十六条 他人になりすまして休眠預金等代替金の支払を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該休眠預金等代替金に係る休眠預金等に係る預貯金通帳、預金等の引出用のカードその他該休眠預金等代替金の支払を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(次項において「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 相手方に前項の目的があることの情を知つて、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第五十七条 第二十七条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第三十三条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の規定に違反して、帳簿に記載せず、帳簿に記載せし、又は帳簿を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第三十二条第一項の規定による許可を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第二十七条第二項の規定に違反したとき。

ないで業務の全部を廃止した者

三 第四十三条第一項(指定活用団体に係る部分に限る。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第四十四条第一項(指定活用団体に係る部分に限る。)の規定による同項の職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様とする。

五 第三十一条の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

四 第二十九条第二項の規定に違反したとき。

五 第三十一条の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条第四項から第六項まで及び附則第八条の規定 公布の日

二 第二章第二節、第四十二条、第四十九条及び第五十四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める

三 第二章(第三節を除く。)及び附則第六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二十九条第二項の規定に違反したとき。

ができる。

3 第八条の規定は、施行日から一年を超えない範囲内において政令で定める日の属する機関の事業年度から適用する。この場合において、当該事業年度における同条の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「前事業年度及び附則第二条第三項に規定する政令で定める日の属する事業年度中の内閣府令・財務省令で定める日までの間」とする。

4 金融機関は、施行日前において、第二条第四項第二号の規定の例により、同号の認可の申請その他のこの法律の規定に基づく業務を行うた

めに必要な行為をすることができる。

5 行政庁は、前項の規定により第二条第四項第一号の認可の申請があつた場合には、同号の規定の例により、施行日前において、その認可

をすることができる。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

6 機構は、前条第二号に規定する政令で定める

日前においても、休眠預金等管理業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(民間公益活動促進業務に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費に係る特例)

7 第二十一条第一項の規定による指定がされた日から同日以後五年を経過する日の属する指定期間等を除く。)について適用する。

8 施行日において現に存する預金等であつて当該預金等に係る金融機関において施行日ににおける当該預金等に係る最終異動日等を把握するこ

とが困難なものがあるときは、当該金融機関

は、主務省令で定めるところにより選別した預

金等を施行日において最終異動日等から九年を経過することとなる預金等として取り扱うこと

ができる。

9 第二十二条第一項中「経費(人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費を除く。)」とあるのは、「経費」とする。

(地方自治法の一部改正)

10 第四条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。

別表第一に次のように加える。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第二号)

この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務



第一条第一項中「管理」を「管理等」に改める。

第二条第三項第一号中「並びに第三十五条の十六」を「第三十五条の三並びに第三十五条の十」に改め、「第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。」を削り、「第三十五条の十の下に「第三十五条の十七の二」、第三十五条の十七の八、第三十五条の十七の十五」を加える。

第十五条第一項第八号イ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十条の二の三の見出しを「書面の交付等」に改め、同条第四項中「記載した書面」を「に係る情報」に、「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同項第二号中「商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務」を「契約の締結時において商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供をしないときは、当該商品の引渡時期若しくは当該権利の移転時期又は当該役務」に改め、同項第三号中「事項」を「定めがあるときは、その内容に改め、同条次の二項を加える。

5 包括信用購入あつせん関係販売業者は、前項に規定する契約の締結時において購入者又は役務の提供を受ける者から同項各号の事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、經濟産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。

第三十条の六中「包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者」を削り、「第三十条の二の三各項」を「第三十条の二の三第一項から第三項までに改める。第三十二条第一項第二号中「営業所」の下に「外國法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所その他の営業所」を加え、同項第四号中「及び次節」を「次節及び第三章の四第二節」に改める。

第三十三条の二第一項第十号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第一項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(処分の公示)

第三十四条の四 経済産業大臣は、第三十四条第一項の規定による命令をし、若しくは同条第二項において準用する第二十条第二項の規定により同項第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二項を加える。

二 外国法人である場合には、国内に営業所を有しない者

第三十三条の三の見出しを「変更の届出」に改め、同条第一項中「その変更に係る事項を記載した変更登録の申請書」を「その旨に、提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第二項中「第十五条第一項及び第三項」及び「第三十三条並びに前条第一項」を削り、「前項」を「第一項」に、「変更登録の申請」を「変更の届出をする場合」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、その届出があつた事項を包括信用購入あつせん業者登録簿に登録しなければならない。

第三十三条の五中「第三十三条の二第一項第十号」を「第三十三条の二第一項第十一号」に改め、「第三十四条第一項」を「第三十三条の二第一項第十一号」に改め。

第三十五条 登録包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんの営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)  
(販売業者等の契約の解除)

第三十五条の二 登録包括信用購入あつせん業者が第三十四条第一項の規定による命令を受け、第三十四条の二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は第三十四条の三第一項第二号の規定により登録を消除されたときは、当該登録包括信用購入あつせん業者と包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者は、将来に向かつてその契約を解除することができる。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。  
(登録の取消し等に伴う取引の結了等)

第三十四条の二第一項第一号中「又は第五号から第九号まで」を「第三号又は第六号から第十号まで」に改め、同条第二項第二号中「申請」を「届出」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

第三十四条の二第一項第一号中「又は第五号から第九号まで」を「第三号又は第六号から第十号まで」に改め、同条第二項第二号中「申請」を「届出」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

三において準用する第二十六条第一項」を「第三十条」に改め、同条第一項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(処分の公示)

第三十四条の四 経済産業大臣は、第三十四条第一項の規定による命令をし、若しくは同条第二項において準用する第二十条第二項の規定により同項第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二項を加える。

二 外国法人である場合には、国内に営業所を有しない者

第三十五条の三の十二第一項中「第三十五条の三項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号イ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号を同項第七号とし、第六号を第五号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、その届出があつた事項を個別信用購入あつせん業者登録簿に登録しなければならない。

者であつた者は又はその一般承継人は、当該登録包括信用購入あつせん業者が交付し又は付与したカード等に係る取引を結了する目的の範囲内においては、なお登録包括信用購入あつせん業者とみなす。

第三十五条の三の十二第一項中「第三十五条の三項」に改め、同号を同項第十一号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二項を加える。

二 外国法人である場合には、国内に営業所を有しない者

第三十五条の三の十二第一項中「第三十五条の三項」に改め、同号を同項第十一号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、その届出があつた事項を個別信用購入あつせん業者登録簿に登録しなければならない。

第三十五条の三の三十二第二項第三号中「申請」を「届出」に改める。

第三十五条の三の三十三第二項中「前条第三項」を「前条第五項」に改める。

第三十五条の三の三十六第一項第四号口及び第三十五条の五第七号イ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十五条の十六第一項中「包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせんを業とする者（以下「クレジットカード等購入あつせん業者」といいう）を「クレジットカード番号等取扱業者（次の各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ）に、「クレジットカード等購入あつせん業者が」を「包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせん業者」といいう。）が、「き損」を「毀損」に改め、同項に次の各号を加える。

一 クレジットカード等購入あつせん業者又は特定のクレジットカード等購入あつせん業者のために、利用者がカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けたときは、自己の名をもつて当該販売業者又は当該役務提供事業者に包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせん（次号及び第三十五条の十七の二において「クレジットカード等購入あつせん」といいう。）に係る購入の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をすることを業とする者（次条及び第三十五条の十八第一項において「立替払取次業者」といいう。）

三 クレジットカード等購入あつせんに係る販

売の方法により商品若しくは権利を販売する

販売業者（以下「クレジットカード等購入あつせん関係販売業者」といいう。）又はクレジットカード等購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する役務提供事業者（以下「クレジットカード等購入あつせん業者」といいう。）

第三十五条の十六第二項中「この章において」を「前項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者」を「クレジットカード番号等取扱業者」に、「クレジットカード番号等保有業者」を「クレジットカード番号等取扱業者からクレジットカード番号

等の取扱いの全部若しくは一部の委託を受けた第三者又は当該第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、第三章の四中同条の前に次の節名を付する。

第一節 クレジットカード番号等の適切な管理  
第三十五条の十七中「第三項又は第四項」を「又は第三項」に改め、第三章の四に次の二節を加える。

二 特定のクレジットカード番号等の登記  
第三十五条の十七中「前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称  
二 本店その他の営業所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所その他営業所）の名称及び所在地

三 役員の氏名  
2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、登記事項証明書の添付を省略することができる。

3 前項の場合において、定款が電磁的記録で作られているときは、書面に代えて電磁的記録（経済産業省令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（登録の拒否）  
第三十五条の十七の四 経済産業大臣は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項及び登

に付与するクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約を当該販売業者又は当該役務提供事業者との間で締結することを業とするクレジットカード等購入あつせん業者

一 特定のクレジットカード等購入あつせん業者のために、クレジットカード等購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供しようとする販売業者又は役務提供事業者に対するクレジットカード等購入あつせん業者（以下「クレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者」といいう。）

二 特定のクレジットカード等購入あつせん業者（以下「クレジットカード番号等取扱業者」といいう。）に該当する者を「当該クレジットカード番号等取扱業者からクレジットカード番号等取扱業者に該当する者」を「当該クレジットカード番号等取扱業者からクレジットカード番号等取扱業者に該当する者」といいう。

三 第三十一条の三の三十二第一項第五号の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

#### （登録の拒否）

第三十五条の十七の五 経済産業大臣は、第三十五条の十七の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人でない者  
二 外国法人である場合には、国内に営業所を有しない者

三 第三十一条の十一第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

四 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けた日から五年を経過しない法人

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人  
イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

結事業者登録簿に登録しなければならない。

2 経済産業大臣は、第三十五条の十七の二の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）  
第三十五条の十七の四 経済産業大臣は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項及び登

## 二

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者(第三十五条の十七の二の登録を受けた者をいう。以下同じ。)が第三十五条の十一第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にそのクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から五年を経過しないもの。

六 暴力団員等がその事業活動を支配する法人  
七 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

八 クレジットカード番号等取扱契約(第三十五条の十七の二各号に規定する契約をいう。以下同じ。)の締結に係る業務及び第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査の適確な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める体制が整備されていると認められない法人

第十五条第三項の規定は、第三十五条の十七の三第一項の規定による登録の申請があつた場合に準用する。(変更の届出)

第三十五条の六 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、第三十五条の十七の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、その届出があつた事項をクレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録簿に登録しなければならない。

3 第三十五条の十七の三第二項の規定は、第一項の規定による変更の届出をする場合に準用する。

## (登録簿の閲覧)

第三十五条の十七の七 経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等)

第三十五条の八 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする場合には、その契約の締結に先立つて、経済産業省令で定めるところにより、販売業者又は役務提供事業者によるクレジットカード番号等の適切な管理及び利用者の防止を図るため、クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者に関し、クレジットカード番号等の適切な管理又は利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止(以下「クレジットカード番号等の不正な利用の防止」といいう。)に支障を及ぼすおそれの有無に関する事項であつて経済産業省令で定める事項を調査しなければならない。

第三十五条の十九 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、経済産業省令で定めるところにより、そのクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務に関して取得したクレジットカード番号等に関する情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。(改善命令)

第三十五条の十 経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が第三十五条の十七の五第一項第八号の規定に該当する事となつたと認めるとき、又は前二条の規定に違反していると認めるときは、その必要の限度において、当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し、クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 要に応じて、経済産業省令で定めるところにより、第一項に規定する事項を調査しなければならない。

4 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、前項の規定による調査その他の方法により知つた事項からみて、クレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者が講ずる第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十五に規定する措置がそれぞれ第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十五に規定する基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、クレジットカード番号等取扱契約の解除その他の経済産業省令で定める必要な措置を講じなければならない。

5 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第一項及び第三項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。(業務の運営に関する措置)

第三十五条の十九 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、経済産業省令で定めるところにより、そのクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務に関して取得したクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。(登録の消除)

第三十五条の十二 絏済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録簿につき、そのクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に関する登録を消除しなければならない。

一 前条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。

二 第三十五条の十七の十四の規定による届出があつたときその他のクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務を廃止したことが判明したとき。

2 前条第三項の規定は、前項第一号の規定により登録を消除した場合に準用する。

## (登録の取消し)

第三十五条の十七の十一 経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第三十五条の十七の五第一項第一号又は第四号から第七号までのいずれかに該当するこどとなつたとき。

二 不正の手段により第三十五条の十七の二の登録を受けたとき。

二 経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前条の規定による命令に違反したとき。

二 第三十五条の十七の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 経済産業大臣は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遲滞なく、その理由を示して、その旨を当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者であつた者に通知しなければならない。

官 報 (号外)

(処分の公示)

第三十五条の十七の十三 経済産業大臣は、第三十五条の十七の十一第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したとき、又は前条第一項第一号の規定により登録を消除したときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(廃止の届出)

第三十五条の十七の十四 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(クレジットカード番号等の不正な利用の防止)

第三十五条の十七の十五 クレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者は、経済産業省令で定める基準に従い、利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(第三十五条の十八第一項中「第四十条及び第

四十二条において同じ」を削り、「又は立替払取次業者」を「立替払取次業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に改め、同条第二項第一号中「クレジットカード番号等の適切な管理」を「クレジットカード番号等の適切な管理等」に改め、同項に次の一号を加える。

七 前各号に掲げるもののほか、クレジットカード番号等の適切な管理等に資する業務

第三十五条の二十中「会員(包括信用購入あつせん業者及び個別信用購入あつせん業者に限る。以下この条及び次条において同じ。)」を「会員である包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 会員であるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、そのクレジットカード番号等購入あつせん契約を締結したクレジットカード等購入あつ

せん関係販売業者又はクレジットカード等購入

あつせん関係役務提供事業者が行つたクレジットカード番号等の適切な管理等に支障を及ぼす行為に関する情報その他クレジットカード番号等の適切な管理等のために必要な情報として経済産業省令で定めるものを取得したときは、これを認定割賦販売協会に報告しなければならない。

第三十五条の二十一中「会員」の下に「である包

括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者を加える。

第三十六条第一項中「第三十三条の二第一項第一号」を「第三十三条の二第一項第三号」に、「第四

十条第九項を「第四十条第十項」に改める。

第三十九条の二第二項中「第三十三条の二第一

項第六号亦」を「第三十三条の二第一項第七号亦」に、「第七号又は第八号」を「第八号又は第九号」に改め、「において準用する第三十二条第一項」とび

「において準用する第三十五条の三の二十五第一項を削り、「の有無」を「第三十五条の十七の四

第一項の登録をしようとするときは第三十五条の

十七の五第一項第五号亦、第六号又は第七号に該

当する事由、第三十五条の十七の六第二項の登録

をしようとするときは第三十五条の十七の五第一

項第五号亦に該当する事由の有無に改め、同条

第二項中「第三十三条の二第一項第六号亦、第七

号又は第八号」を「第三十三条の二第一項第七号

亦、第八号又は第九号」に、「の有無」を「第三十

五条の十七の十一第一項の規定による登録の取消

をするときは第三十五条の五第一項第五号亦、第六号又は第七号に該当する事由の有無」

に改める。

第三十九条の三中「又は登録個別信用購入あつせん業者を「登録個別信用購入あつせん業者又

はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者」

に、「第三十三条の二第一項第六号亦、第七号若

しくは第八号又は」を「第三十三条の二第一項第七号亦、第八号若しくは第九号」に改め、「若しく

は第七号」の下に「又は第三十五条の十七の五第一項第五号亦、第六号若しくは第七号」を加え、「又

は当該登録個別信用購入あつせん業者」を「当該

トカード番号等取扱契約締結事業者」に改める。

第四十条第七項中「クレジットカード等購入あ

つせん業者又は立替払取次業者」を「クレジット

カード番号等取扱業者(包括信用購入あつせん業

者を除く。次条第三項において同じ。)又はクレ

ジットカード番号等取扱受託業者」に、「クレジッ

トカード番号等の安全管理」を「クレジットカード番号等の適切な管理等」に改め、同条中第十三項

を第十四項とし、第八項から第十二項までを一項

ず繰り下げ、第七項の次に次の二項を加える。

8 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限

度において、政令で定めるところにより、クレ

ジットカード番号等取扱契約締結事業者に対

し、その業務に関し報告又は帳簿、書類その他

の物件の提出を命ずることができる。

第四十一条第一項中「指定受託機関」の下に

「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」

を加え、同条第三項中「クレジットカード等購入

あつせん業者又は立替払取次業者」を「クレジット

カード番号等取扱業者又はクレジットカード番号

等取扱受託業者」に、「クレジットカード番号等の

安全管理」を「クレジットカード番号等の適切な管

理等」に改める。

第四十二条第一項中「第三十三条の三第二項に

おいて準用する場合を含む。)又は第三十五条の三

の二十六第一項」を「第三十五条の三の二十六第

一項」に改め、「及び第三十五条の三の二十八第二

項」を削り、「の規定」を「又は第三十五条の十七の五第一項の規定」に改める。

第四十三条第二項中「第三十五条の十四」の下に

「第三十五条の十七の十一第一項若しくは第二

項」を加える。

四 第三十条の二の三第四項の規定に違反して

情報を提供しなかつた者

項」を加える。

第四十九条に次の二号を加える。

六 第三十五条の十七の二の規定に違反してク

レジットカード番号等取扱契約の締結を業と

して行つた者

トカード番号等取扱業者」に、「クレジット

カード番号等保有業者」を「クレジットカード番号等取扱業者」に改める。

第五十一条の五中「指定受託機関」の下に「ク

レジットカード番号等取扱契約締結事業者」を加

え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の

番号等保有業者」を「クレジットカード番号等取

扱業者」に改める。

第五 第三十五条の十七の十の規定による命令に

違反したとき。

第五十二条中「登録包括信用購入あつせん業

者」を削り、同条第一号中「第十八条第一項(第三

十五条の三又は」を「第十八条第二項」に改め、

同号を同条第七号とし、同条第八号を「第十四条第九項」を「第四十条第十項」に改め、

同号を同条第七号とし、同条第八号を「第十四条第十項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「又は第十項」を「第八項又は第十一項」に改め、

同号を同条第七号とし、同条第五号中「第八項」を

「第七項」に、「第十一項若しくは第十二項」を「第

九項、第十二項若しくは第十三項」に改め、同号

を同条第六号とし、同条第四号中「又は第三十五

条の三の五第二項」を「第三十五条の三の五第一

項又は第三十五条の十七の八第五項」に改め、同

号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の二号

を加える。

四 第三十条の二の三第四項の規定に違反して

情報を提供しなかつた者

第五十三条の二中「又は指定受託機関」を「指定受託機関又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に改め、同条第一号中「含む。」の下に「第三十三条の三第一項、第三十五条の三の二十八第一項」を加え、「又は第三十五条の八第二項を「第三十五条の八第二項又は第三十五条の三十六第一項」に改め、同条第一号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第五十五条第三号中「第三十五条の三、」を削り、「含む。」の下に「第三十五条又は第三十五条の十七の十四」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十一条の規定 公布の日
- 二 第三十五条の三の十二の改正規定及び第三十五条の三の十三第七項の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十号)の施行の日

(包括信用購入あつせんに係る書面の交付等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の割賦販売法(以下「新法」という)第三十条の二の三第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に締結した契約で、新法第二条第三項に規定する包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するものについて適用し、施行日前に締結した契約で、この法律による改正前の割賦販売法(以下「旧法」という)第二条第三項に規定する包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するものについては、なお従前の例による。

- 3 この法律の施行の際現に旧法第三十五条の三において準用する旧法第二十一条第一項の規定に基づく権利の実行に関する手続を行っている者についての当該権利の実行については、なお従前の例による。
- 2 この法律の施行の際現に旧法第三十五条の三において準用する旧法第二十一条第一項の規定に基づく権利の実行に関する手續を行っている者についての当該権利の実行については、なお従前の例による。
- 1 この法律の施行の際現に旧法第三十五条の三において準用する旧法第十六条第一項の規定に基づく営業保証金の取戻しについての当該営業保証金の取戻しによる。

(登録包括信用購入あつせん業者又は登録個別信用購入あつせん業者の変更登録の申請に関する経過措置)

第三条 施行日前にされた旧法第三十三条の三第一項又は第三十五条の三の二十八第一項の規定による変更登録の申請であつて、施行日において登録又は登録の拒否の処分がされていないものは、施行日にそれぞれ新法第三十三条の三第一項又は第二十五条の三の二十八第一項の規定によりされた変更の届出とみなす。

登録包括信用購入あつせん業者に対する命令等に関する経過措置)

第四条 施行日前に旧法第三十一条に規定する登録包括信用購入あつせん業者が旧法第三十四条第一項の規定による命令を受け、旧法第三十四条の二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は旧法第三十四条の三第一項の規定により登録を解除されたときにおける旧法第三十五条第一項の規定による契約の解除については、なお従前の例による。

(営業保証金に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第三十五条の二第一項の規定に基づく営業保証金の取戻しに関する手続を行っている者についての当該営業保証金の取戻しによる。

第六条 新法第三十一条に規定する登録包括信用購入あつせん業者と旧法第二条第三項に規定する包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者(第四項の規定による公告がされたときは同項の申出をした者に限る)は、その契約によつて生じた債権(第四項の規定による公告がされたときは同項の申出に係るものに限る)に關し、当該登録包括信用購入あつせん業者が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

(通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等に関する経過措置)

第八条 新法第三十五条の十七の二の規定は、この法律の施行の際現に新法第三十五条の十七の法律の施行の際現に新法第三十五条の十七の五第一項第八号に規定するクレジットカード番号等取扱契約の締結を業として行つている者についての施行日から六月を経過する日(その日までに新法第三十五条の十七の三第一項の申請書を提出した場合には、その申請につき登録又は登録の拒否の処分がある日)までの間、適用しない。

(認定割賦販売協会の認定に関する経過措置)

第九条 施行日前に旧法第三十五条の十八第一項の規定によりされた認定は、新法第三十五条の規定によりされた認定は、新法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約に係る契約に係る旧法第三十五条の三の十第一項第三号若しくは第六号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは第六号の個別信用購入あつせん関係受領契約については、当該供託に係る営業保証金を取り戻すことができる。もの若しくは第二号施行日以後当該申込みに

十八第一項の規定によりされた認定とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののが、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十二条 政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第百十八号中「又は」を「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録又は」に改め、同号(五)を同号(六)とし、同号(四)の次に次のように加える。

(五) 割賦販売法第三十五条の十七の二(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録)のクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録

登録件数 一件につき十五万円

審査報告書  
道路運送法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年十二月一日

國土交通委員長 増子 輝彦  
參議院議長 伊達 忠一殿

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、旅客自動車運送事業に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保を図るため、旅客自動車運送事業の許可の欠格事由を拡充するとともに、事業の休止及び廃止に係る届出制度の見直し等の措置を講ずるほか、最近の一般貸切旅客自動車運送事業をめぐる事故等の発生状況に鑑み、一般貸切旅客自動車運送事業の許可に係る更新制の導入等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

要領書

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一、費用

附帯決議

本法律施行のため、別に費用を要しない。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

附帯決議

道路運送法の一部を改正する法律案

右は内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年十一月二十二日

參議院議長 伊達 忠一殿  
衆議院議長 大島 理森

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、旅客自動車運送事業に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保を図るため、旅客自動車運送事業の許可の欠格事由を拡充するとともに、事業の休止及び廃止に係る届出制度の見直し等の措置を講ずるほか、最近の一般貸切バス業界の健全な発展を図り、利用者の安全・安心を確保するため、その規制の在り方について不斷に検証を行うとともに、貸切バス運転者の労働条件の改善、旅行業者やランドオペレーターなど発注者側が優越的地位を濫用して道路運送法の目的を形骸化させるような行為を防止すること等について、関係省庁間の連携や業界団体との協議はもとより、必要に応じて道路運送法の目的を形骸化させるような行為を防止すること等について、関係省庁間の連携や業界団体との協議はもとより、必要に応じて道路運送法の一部を改正する法律案

二、優良な貸切バス事業者を奨励・育成する観点  
本法律案は、旅客自動車運送事業に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保を図るため、旅客自動車運送事業の許可の欠格事由を拡充するとともに、事業の休止及び廃止に係る届出制度の見直し等の措置を講ずるほか、最近の一般貸切バス業界の健全な発展を図り、利用者の安全・安心を確保するため、その規制の在り方について不斷に検証を行うとともに、貸切バス運転者の労働条件の改善、旅行業者やランドオペレーターなど発注者側が優越的地位を濫用して道路運送法の目的を形骸化させるような行為を防止すること等について、関係省庁間の連携や業界団体との協議はもとより、必要に応じて道路運送法の一部を改正する法律案

三、許可を受けようとする者と密接な関係のある者として国土交通省令で定めるもの(以下この号等)とし、許可を受けようとする者法人に限る。以下この号において同じ。の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じて国土交通省令で定めるもののうち、当該許可を受けようとする者と国土交通省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者であるとき、許可を受けようとする者が、一般旅客自動

から、貸切バスの安全対策に係る補助や税制等の支援策の一層の拡充及び周知・活用の促進に努めること。また、本法が定める貸切バスの安全管理策を確実に実行するため、国土交通省の監査体制を拡充・強化し、必要かつ十分な人員及びその専門性の確保を図ることともに、貸切バス事業の許可の新規・更新申請時の審査を厳格に行い、不適格な事業者が市場から確実に排除されよう、施策の実効性を担保すること。

三、民間指定機関による貸切バス事業への巡回指導等の適正化事業の実施・運用に当たっては、国監査体制を補完する上で真に実効性のある取組となるよう適切な支援や指導監督を行うこと。また、本法施行後、民間指定機関が速やかに全国で設立されることにより、全ての貸切バス事業者が巡回指導の対象となるよう努めること。さらに、民間指定機関が事業者から徵収する負担金が過大なものとならないよう、認可に当たつて十分配慮すること。

右決議する。

第七条第一号中「二年」を「五年」に改め、同条第二号中「取消し」を「その取消し」に、「二年」を「五年」に、「第四号」を「第六号、第八号」に改め、同条第四号中「前二号」を「前各号、第三号を除く。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号中「前二号」を「前各号(第三号を除く。)」に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号の次に次の四号を加える。

三、許可を受けようとする者と密接な関係のある者として国土交通省令で定めるもの(以下この号等)とし、許可を受けようとする者法人に限る。以下この号において同じ。の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じて国土交通省令で定めるもののうち、当該許可を受けようとする者と国土交通省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者であるとき、許可を受けようとする者が、一般旅客自動

切旅客運送による旅客自動車運送の適正化に係る事業の実施機関による旅客自動車運送事業の適正化(第四十三條の二—第四十三條の八)」に改める。

四、許可を受けようとする者と密接な関係のある者として国土交通省令で定めるもの(以下この号等)とし、許可を受けようとする者法人に限る。以下この号において同じ。の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じて国土交通省令で定めるもののうち、当該許可を受けようとする者と国土交通省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者であるとき、許可を受けようとする者が、一般旅客自動

車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三十

八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く)で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。

五 許可を受けようとする者が、第九十四条第

四項の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日(当該検査の結果に基づき一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)ま

での間に第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く)で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。

六 第四号に規定する期間内に第三十八条第一項若しくは第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、許可を受けようとする者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く)の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。

第八条を次のように改める。

(一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新)

第五条ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同

項の期間(以下この条において「有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がなされないとときは、従前の一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、有効期間の満了後もその处分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新がなされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

4 第五条から前条までの規定は、第一項の一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新について準用する。

第二十三条の二第二項各号中「二年」を「五年」に改める。

第三十八条第一項中「廃止したときは、その日から三十日以内」を「廃止しようとするときは、その三十日前まで」に改める。

第四十条第三号中「第三号又は第四号」を「第七号又は第八号」に改める。

第二章の二中第四十三条の八の次に次の二節を加える。

### 第一節 一般貸切旅客自動車運送適正化機関の特則

(一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定)

第四十三条の九 その種別が一般貸切旅客自動車運送事業である適正化機関(以下「一般貸切旅客自動車運送適正化機関」という。)の指定をしようとするときの第四十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「次条」とあるのは、「次条及び第四十三条の十」とする。

(一般貸切旅客自動車運送適正化機関の事業)

第四十三条の十一一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、その区域において、適正化事業のかかることに掲げる事業を行ふものとする。

一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する

自動車の運転者の育成を図るために研修を行うこと。

二 駐車場その他の一般貸切旅客自動車運送事業の適正な運営に資するための共同施設の設

に「及び種別」を加え、同条に次の二項を加える。

3 適正化機関は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするとときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 國土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第四十三条の三第一号中「旅客自動車運送事業者」の下に「(前条第一項の指定に係る種別の旅客自動車運送事業を經營する者に限る。以下この節において同じ。)」を加え、同条第二号中「經營する」を「(前条第一項の指定に係る種別のものに限る。以下この節において同じ。)を經營する」に改める。

第二章の二中第四十三条の八の次に次の二節を加える。

### 二 申請者が一般貸切旅客自動車運送適正化事業(第四十三条の十三第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化事業をいう。以下この条において同じ。)を公正かつ適確に実施することができないおそれがある者であること。

三 申請者が一般貸切旅客自動車運送適正化事業以外の事業を行う場合には、その事業を行ふことによって一般貸切旅客自動車運送適正化事業の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

四 申請者が第四十三条の二十第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であること。

五 申請者の役員で一般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事するもののうちに、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。

(一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の公示等)

第四十三条の十二一般貸切旅客自動車運送適正化機関に関する第四十三条の二第二項及び第四

置及び運営を行うこと。

(一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の基準)

第四十三条の十一 第四十三条の二第一項の規定にかかるわらず、一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の申請が次の各号のいずれかに該当していると認める場合には、国土交通大臣は、同項の指定をしてはならない。

一 現に当該指定の申請に係る区域について一般貸切旅客自動車運送適正化機関があること。

二 申請者が一般貸切旅客自動車運送適正化事業(第四十三条の十三第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化事業をいう。以下この条において同じ。)を公正かつ適確に実施することができないおそれがある者であること。

三 申請者が一般貸切旅客自動車運送適正化事業以外の事業を行う場合には、その事業を行ふことによって一般貸切旅客自動車運送適正化事業の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

四 申請者が第四十三条の二十第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であること。

五 申請者の役員で一般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事するもののうちに、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。

(一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の公示等)

第四十三条の十二一般貸切旅客自動車運送適正化機関に関する第四十三条の二第二項及び第四

十三条の五第一項の規定の適用については、第四十三条の二第二項中「並びに当該指定」とあるのは、「当該指定」と、「を公示しなければ」とあるのは「並びに一般貸切旅客自動車運送適正化事業(第四十三条の十三第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化事業をいう。第四十条三条の五第一項において同じ。)の開始の日を公示しなければ」と、第四十三条の五第一項中「適正化事業」とあるのは「一般貸切旅客自動車運送適正化事業」とする。

## (一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程)

## (負担金の徴収)

## (一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、毎事

## (一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、納付

## (役員の選任及び解任等)

## (区分経理)

## 5

## 6

## 7

## 8

## 9

## 10

## 11

## 12

## 13

## 14

## 15

## 16

## 17

## 18

## 19

## 20

## 21

## 22

## 23

## 24

## 25

## 26

## 27

## 28

## 29

## 30

## 31

## 32

## 33

## 34

## 35

## 36

## 37

## 38

## 39

## 40

## 41

## 42

## 43

## 44

## 45

## 46

## 47

## 48

## 49

## 50

## 51

## 52

## 53

## 54

## 55

## 56

## 57

## 58

## 59

## 60

## 61

## 62

## 63

## 64

## 65

## 66

## 67

## 68

## 69

## 70

## 71

## 72

## 73

## 74

## 75

## 76

## 77

## 78

## 79

## 80

## 81

## 82

## 83

## 84

## 85

## 86

## 87

## 88

## 89

## 90

## 91

## 92

## 93

## 94

## 95

## 96

## 97

## 98

## 99

## 100

## 101

## 102

## 103

## 104

## 105

## 106

## 107

## 108

## 109

## 110

## 111

## 112

## 113

## 114

## 115

## 116

## 117

## 118

## 119

## 120

## 121

## 122

## 123

## 124

## 125

## 126

## 127

## 128

## 129

## 130

## 131

## 132

## 133

## 134

## 135

## 136

## 137

## 138

## 139

## 140

## 141

## 142

## 143

## 144

## 145

## 146

## 147

## 148

## 149

## 150

## 151

## 152

## 153

## 154

## 155

## 156

## 157

## 158

## 159

## 160

## 161

## 162

## 163

## 164

## 165

## 166

## 167

## 168

## 169

## 170

## 171

## 172

## 173

## 174

## 175

## 176

## 177

## 178

## 179

## 180

## 181

## 182

## 183

## 184

## 185

## 186

## 187

## 188

## 189

## 190

## 191

## 192

## 193

## 194

## 195

## 196

## 197

## 198

## 199

## 200

## 201

## 202

## 203

## 204

## 205

## 206

## 207

## 208

## 209

## 210

## 211

## 212

## 213

## 214

## 215

## 216

## 217

## 218

## 219

## 220

## 221

## 222

## 223

## 224

## 225

## 226

## 227

## 228

## 229

## 230

## 231

## 232

## 233

## 234

## 235

## 236

## 237

## 238

## 239

## 240

## 241

## 242

## 243

## 244

## 245

## 246

## 247

## 248

## 249

## 250

## 251

## 252

## 253

## 254

## 255

## 256

## 257

## 258

## 259

## 260

## 261

## 262

## 263

## 264

## 265

## 266

## 267

## 268

## 269

## 270

## 271

## 272

## 273

## 274

## 275

## 276

## 277

## 278

## 279

## 280

## 281

## 282

## 283

## 284

## 285

## 286

## 287

## 288

## 289

## 290

## 291

## 292

## 293

## 294

## 295

## 296

## 297

## 298

## 299

## 300

## 301

## 302

## 303

## 304

## (監督命令)

第四十三条の十九 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、一般貸切旅客自動車運送適正化事業に關し監督上必要な命令をすることができる。

## (一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の取消し等)

第四十三条の二十 國土交通大臣は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の二第一項の指定を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二 第四十三条の十一第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

三 第四十三条の十三第一項の認可を受けた一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程によらないで一般貸切旅客自動車運送適正化事業を行つたとき。

四 第四十三条の十三第三項、第四十三条の十八第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の十五第二項の認可を受けた事項に違反して、負担金を徴収したとき。

六 不當に一般貸切旅客自動車運送適正化事業を実施しなかつたとき。

七 國土交通大臣は、前項の規定により第四十三条の二第一項の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定を取り消した場合における経過措置)

第四十三条の二十一 前条第一項の規定により第四十三条の二第一項の指定を取り消した場合において、國土交通大臣がその取消し後に同一の

区域について新たに一般貸切旅客自動車運送適正化機関を指定したときは、取消しに係る一般貸切旅客自動車運送適正化機関の一一般貸切旅客

自動車運送適正化事業に係る財産は、新たに指定を受けた一般貸切旅客自動車運送適正化機関に帰属する。

2 前項に定めるものほか、前条第一項の規定により第四十三条の二第一項の指定を取り消した場合における一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(一般貸切旅客自動車運送適正化機関に関する適用除外)

第四十三条の二十二 一般貸切旅客自動車運送適正化機関については、第四十三条の六及び第四十三条の七の規定は、適用しない。

第九十条第一項中「平成五年法律第八十八号」を削る。

第六号までを「号すつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。」

二 第二十七条第三項の規定による命令(輸送の安全の確保に係るものに限り、一般乗用旅客自動車運送事業者に対するものを除く。)に違反した者

第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可をするかどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

(一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新に関する経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の道路運送法(以下この項において「旧法」という。)を加え、同条第十五号中「第三十八条第二項」を「第三十八条第一項又は第二項」に、「一般乗合旅客自動車運送事業」を「事業」に改める。

第九十九条中「業務若しくは」を「業務又は」に、

「第九十六条、第九十七条及び第九十七条の三か

ら第九十八条の二まで」を「次の各号に掲げる規定に、「又は人に対しても、」を「に對して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。」

一 第九十七条(第二号に係る部分に限る。)一億円以下の罰金刑

二 第九十六条、第九十七条(第二号に係る部分を除く。)又は第九十七条の三から第九十八条の二まで 各本条の罰金刑

第三百五十五条第三号中「第三十八条第一項」を削る。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八条の改正規定並びに附則第三条及び第八条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

(許可の申請に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(附則第四条において「施行日」という。)前にされたこの法律による改正前の道路運送法第四条第一項又は第四十三条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可をするかどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の道路運送法の施行の状況について検討を加え、必要

いて「新法」という。)第三条第一号口の一般貸切旅客自動車運送事業について新法第四条第一項の許可を受けたものとみます。

2 前項の規定により新法第四条第一項の許可を受けたものとみなされる者の当該許可に係る附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日後の最初の更新については、新法第八条第一項中「五年」とあるのは、「道路運送法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号)附則第三条第一項の規定により第四条第一項中「五年」とあるのは、「道路運送法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号)附則第三条第一項の規定により第四条第一項の許可を受けたとみなされた日から起算して五年を経過する日までの間において国土交通省令で定める期間を経過する日まで」とする。

(事業の休止及び廃止の届出に関する経過措置)

第四条 この法律による改正後の道路運送法第三十八条第一項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後にその事業を休止し、又は廃止する同項に規定する一般旅客自動車運送事業者について適用し、同日前にその事業を休止し、又は廃止した当該一般旅客自動車運送事業者については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の道路運送法の施行の状況について検討を加え、必要



日程第三 割賦販売法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

二三八

割賦販売法の  
衆議院送付

二二三八名	正する法律案
阿達	雅志君
青木	一彦君
赤池	誠章君
有村	治子君
井原	巧君
石井	浩郎君
磯崎	仁彦君
猪口	邦子君
岩井	茂樹君
上野	通子君
衛藤	最一君
小野田	紀美君
大家	敏志君
太田	房江君
岡田	広君
金子原	二郎君
北村	経夫君
古賀友	一郎君
鴻池	祥鑑君
島村	大君
佐藤	信秋君
酒井	庸行君
自見はなこ君	
高野光	二郎君
滝沢	求君
豊田	武見
堂故	塚田
中川	俊郎君
雅治君	敬三君

中曾根弘文君	中西	哲君
二之湯武史君	長峯	誠君
野上浩太郎君	馬場	成志君
藤川	林	芳正君
福岡	芳正君	資麿君
政人君	俊治君	昇治君
松川	俊治君	るい君
丸川	祥史君	伸吾君
三木	珠代君	正昭君
三宅	享君	宏君
溝手	顯正君	喜文君
宮島	喜文君	元榮太一郎君
森屋	宏君	元榮太一郎君
山崎	正昭君	元榮太一郎君
山田	修路君	元榮太一郎君
山本	宏君	元榮太一郎君
吉川ゆうみ君	太君	元榮太一郎君
和田	政宗君	渡辺美知太郎君
足立	信也君	有田
石上	芳生君	芳生君
儀崎	俊雄君	俊雄君
小川	勝也君	哲史君
大島	勝也君	神本美恵子君
大野	元裕君	大島九州男君

中西	健治君
二之湯	祐介君
中西	昌司君
西田	野村
堀井	哲郎君
牧野	達男君
松下	新平君
藤井	基之君
藤木	眞也君
堀井	巖君
牧野	たかお君
松山	政司君
丸山	和也君
三原	じゅん子君
水落	敏栄君
宮沢	洋一君
宮本	周司君
森	まさこ君
柳本	卓治君
山下	雄平君
山田	俊男君
吉田	博美君
山谷	えり子君
渡辺	猛之君
渡邊	伊藤君
石橋	孝恵君
小川	敏夫君
江崎	通宏君
大塚	耕平君
風間	直樹君
川合	孝典君

小西	洋之君
古賀	之士君
櫻井	充君
難波	獎二君
羽田雄一郎君	那谷屋正義君
鉢呂	吉雄君
浜野	喜史君
福山	哲郎君
藤田	幸久君
真山	勇一君
柳田	輝彦君
蓮	眞治君
伊藤	穏君
魚住裕	孝江君
熊野	弘美君
里見	隆治君
高瀬	正士君
谷合	秀規君
新妻	信祐君
浜田	昌良君
三浦	克夫君
矢倉	香苗君
山本	哲工君
横山	友君
井上	信一君
岩渕	吉良よし子君
吉良よし子君	辰巳孝太郎君
小池	晃君
山下	芳生君
大門実紀史君	大門実紀史君

反対者氏名	日程第四 道路運送法の (内閣提出、衆議院送付)	拓君 苗子君 片山虎之助君 清水貴之君 藤巻健史君 渡辺喜美君 木戸口英司君 又市征治君 山本太郎君 行田邦子君 薬師寺みちよ君 伊波洋一君 郡司彰君
賛成者氏名	足立敏之君 愛知治郎君 青山繁晴君 朝日健太郎君 井上義行君 石井準一君 石井正弘君 石田昌宏君 今井繪理子君 宇都陽輔君 磯崎隆史君 江島潔君 小川克巳君 尾辻秀久君 大沼みづほ君 岡田直樹君	

浅田	石井	均君
片山	大介君	章君
儀間	光男君	
高木かおり君		
室井	邦彦君	
青木	愛君	
福島みづほ君		
森	ゆうこ君	
アント二猪木君		
松沢	成文君	
中野	正志君	
糸数	慶子君	
山口	和之君	
○名		

官 報 (号 外)

平成二十八年十二月二日

參議院會議錄第十五号 投票者氏名 質問主意書及び答弁書

1 学校教育法第十七条に定められた「就学させる義務」について、「就学」及び「就学させる義務」の定義をそれぞれ示されたい。

2 例えば、子どもが、学校教育法第一条に定められた「学校」に在籍しながら、他の各種学校又は無認可校等(以下「各種学校等」という。)に通う場合、その子どもの意思に逆らつて、親がその子どもを各種学校等に通わせているときと、その子どもの意思に基づき、親がその子どもを各種学校等に通わせているときは、それぞれ、その子どもの親は、学校教育法第十七条に定められた「就学させる義務」を履行していることになるのか、政府の見解を示されたい。履行していることにならない場合は、その理由を示されたい。

3 憲法学者の西原博史氏は論文で、義務教育段階における不登校の実際について「実務上はここに就学義務の問題はない。一条校への在籍をもつて就学とされ、在籍校における出席のみなし認定を通じて多くの場合に就学義務は果たされたことになつていく。」と述べている。この西原博史氏による学理解釈に対する政府の見解を示されたい。併せて、子どもが不登校の場合、その保護者は学校教育法第十七条に定められた「就学させる義務」に違反していることになるのか、政府の見解を示されたい。

私が提出した質問主意書(第二百九十一回国会質問第九号)の質問十一の3では、学校教育法第十七条に定められた「就学させる義務」の意味について、親や保護者が子どもを登校させる義務ではなく、子どもの学びを支援し、又は学びを阻害しない義務と理解してよいか質問したが、この質問主意書に対する答弁書(内閣参質一九一第九号)の「十一の3に

ついて」では、「学校教育法第十七条の規定は、保護者に対し、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、子を小学校等に就学させる義務を負わせることとともに、子が小学校等の課程を修了した

日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、満十五歳に達した日の属する学年の終わ

りまで、子を中学校等に就学させる義務を負わせているものである。」との答弁であり、質問の趣旨に対し、いたいた答弁の意味するところが定かではなかった。学校教育法第十七条に定められた「就学させる義務」における「就学」とは、先に述べた西原博史氏による学理解釈のように子どもが学校教育法第一条に定められた「学校」に在籍している状態である。

しかし、これらの質問に対する答弁は、前者の質問に対する答弁書(内閣参質一九〇第六日付け十七文科初第四百三十七号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「局長通知」という。)について、私は、「第一百九回国会質問第一二二号」と「第二百九十一回国会質問第九号」で質問した。

しかし、これらの質問に対する答弁は、前二者の質問に対する答弁書(内閣参質一九〇第六日付け十七文科初第四百三十七号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「局長通知」という。)について、私は、「第一百九回国会質問第一二二号」と「第二百九十一回国会質問第九号」で質問した。

しかし、これららの質問に対する答弁は、前二者の質問に対する答弁書(内閣参質一九〇第六日付け十七文科初第四百三十七号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「局長通知」という。)について、私は、「第一百九回国会質問第一二二号」と「第二百九十一回国会質問第九号」で質問した。

しかし、これららの質問に対する答弁は、前二者の質問に対する答弁書(内閣参質一九〇第六日付け十七文科初第四百三十七号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「局長通知」という。)について、私は、「第一百九回国会質問第一二二号」と「第二百九十一回国会質問第九号」で質問した。

5

4 学校教育法第十七条に定められた「就学させる義務」とは、何らかの義務を子どもに課すことではないという認識は正しいか、政府の見解を示されたい。

5 子どもが学校教育法第一条に定められた「学校」を自らの意思で休んだ場合、保護者にはその子どもの意思に逆らつて、子どもを無用した学習活動を行つた場合には、一定の要件の下、校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができると旨を局長通知で周知しているとしており、他方、後者の質問に対する答弁書(内閣参質一九一第九号) 平成二十八年八月十五日)の「四の2について」では、「局長通知により不登校の児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行つた場合に指導要録上出席扱いとすることは、義務教育段階における不登校の児童生徒を対象としたものであることから、高等学校の生徒に係る調査は行つていい」としている。このように、不登校の高等学校の生徒が自宅においてIT等を活

用した学習活動を行つた場合の指導要録上の出欠の取扱いが両答弁で矛盾している。わずか二箇月程度で政府の見解が変わったのはいかなる理由か、解釈を変えた法的根拠及びその政策形成過程も併せて明確に示されたい。

2 前記三の1について、法的根拠がない場合、なぜ、どのような正当性をもつて判断を変えたのか説明されたい。

3 局長通知を読む限り「義務教育段階」の生徒とは書かれていません。その意味からも、「内閣参質一九〇第一二二号」の「四の1について」にあるように、不登校の高等学校の生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行つた場合には、指導要録上出席扱いとし、その成果を評価に反映させることができると考えるが、政府の見解を示されたい。

3 不登校の高校生がIT等を使った自宅学習等を行つた場合の出席扱いについて

1 「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行つた場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(平成十七年七月六日付け十七文科初第四百三十七号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「局長通知」という。)について、私は、「第一百九回国会質問第一二二号」と「第二百九十一回国会質問第九号」で質問した。

しかし、これららの質問に対する答弁は、前二者の質問に対する答弁書(内閣参質一九〇第六日付け十七文科初第四百三十七号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「局長通知」という。)について、私は、「第一百九回国会質問第一二二号」と「第二百九十一回国会質問第九号」で質問した。

しかし、これららの質問に対する答弁は、前二者の質問に対する答弁書(内閣参質一九〇第六日付け十七文科初第四百三十七号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「局長通知」という。)について、私は、「第一百九回国会質問第一二二号」と「第二百九十一回国会質問第九号」で質問した。

平成二十八年十一月二十九日

参議院議員山本太郎君 提出 憲法第二十六条

参議院議長 伊達 忠一 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員山本太郎君 提出 憲法第二十六条第二項に定められた「普通教育」の定義及び学校教育法第十七条に定められた「就学させる義務」の定義等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

る。

参議院議員山本太郎君 提出 憲法第二十六条

第二項に定められた「普通教育」の定義及び

学校教育法第十七条に定められた「就学させる義務」の定義等に関する質問に対する

答弁書

一について

憲法第二十六条第二項にいう「普通教育」とは、一般に、全國民に共通の一般的、基礎的な教育をいうものと認識している。

官 報 (号外)

二について

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十七条第一項又は第二項に規定する「就学させる義務」の「就学」とは、これらの規定に規定する学校に在学し、出席することであると解している。これらの規定に規定する「就学させる義務」が履行されているか否かについては、個別具体的な状況に即して判断する必要があり、御指摘のような仮定の事例について限られた与件のみに基づいて判断することはできず、一概にお答えすることは困難であるが、これらの規定は、お尋ねの「就学させる義務」として、保護者に対し、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、子を小学校等に就学させる義務を負わせるとともに、子が小学校等の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、子を中学校等に就学させる義務を負わせているものである。また、個々の学説についての見解を述べることは差し控えたい。

三について

「不登校児童生徒が自宅においてＩＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(平成十七年七月六日付け十七文科初第四百三十七号文部科学省初等中等教育局長通知)においては、「我が国義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するＩＴ等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる」としており、高等学校の不登校生徒が同様の学習活動を

行つた場合には、指導要録上の出席扱いとする

こと及びその成果を評価に反映することができる

こととはしていないが、小学校、中学校等において、そのような取扱いがなされていることについては、これらの学校から進学する生徒を入学させる高等学校等にも周知しているところである。これを踏まえ、先の答弁書(平成二十一年六月二日内閣参質一九〇第一一二二号)四の

1についてでは、当該通知に係る取扱いについて全ての小学校、中学校及び高等学校等において周知している旨を答弁したものであり、「不登校の高等学校の生徒が自宅においてＩＴ等を活用した学習活動を行つた場合の指導要録上の出欠の取扱いが両答弁で矛盾している」との御指摘は当たらない。

〔参考〕  
十一月二十九日は、会議を開くに至らなかつたが、参考のため左にその会議の日時を掲載する。

十一月二十九日 午前十時 本会議

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十日  
郵便物認可

平成二十八年十二月一日 参議院会議録第十五号

発行所	二東京一〇五番地都港区虎ノ門四四五丁目
電 話	03 (3587) 4294
定 價	(本体 二三六円)